

**第2期（令和2年度～令和6年度）
内子町子ども・子育て支援事業計画**

令和2年3月

内子町

はじめに

近年、わが国では人口減少や少子・高齢化が進行しており、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を及ぼすことが懸念されております。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯の子どもたちの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、国は平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を制定し、これらの法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から推進してきました。

内子町におきましても、これらの課題に対応するため、子どもたちが健やかに生まれ育つことを目指して「内子町次世代育成支援行動計画」の策定や、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援法」に規定される地域子ども・子育て支援事業計画（内子町子ども・子育て支援事業計画）を策定し、子育てのしやすい環境を整備し、地域の子ども・子育て支援を充実するとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会を目指し様々な子育て支援に取り組んでおります。また、家庭が子育てについての第一義的責任を持つという認識のもと、地域の宝ともいえる子どもたちのために、家庭と地域が連携して子育てを担い、子どもたちが育つ喜びを地域全体で分かち合うまちづくりを目指しています。

この目的の達成は、行政だけでなしえるものではありません。町民の皆様一人一人が、次代の内子町を担っていく子どもたちの健やかな成長のために何が必要であるのかを考え、それぞれに求められている役割を果たしていただくことが何より重要であります。

この度、第1期計画が終了するにあたり、第1期計画の進捗状況や町民の皆さまから頂きましたニーズ調査結果等を受けまして、子育て支援に関する様々な分野に対応していくための子育て支援施策を掲げました「第2期内子町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

子どもたちが夢を持てるような、子どもたちに夢を与えられるような子育て支援環境の実現に向けて、町民の皆様の積極的なご参加とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定に当たり、ニーズ調査にご協力いただきました町民の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました「内子町子ども・子育て会議」の委員の皆様にご心から厚くお礼申し上げます。



令和2年3月

内子町長 稲本 隆壽

目次

| | |
|---|----|
| 第1章 計画策定にあたって..... | 1 |
| 1 計画策定の趣旨と背景..... | 1 |
| 2 計画の位置付け..... | 2 |
| 3 計画期間..... | 2 |
| 4 計画の評価・検証..... | 2 |
| 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状..... | 3 |
| 1 人口等の現状..... | 3 |
| 2 将来推計人口の状況..... | 6 |
| 3 子どもと子育て家庭の状況（ニーズ調査結果より）..... | 7 |
| 4 第1期市内子ども・子育て支援事業計画の評価..... | 20 |
| 第3章 計画の基本的な考え方..... | 21 |
| 1 基本理念..... | 21 |
| 2 基本的視点..... | 22 |
| 3 計画の重点目標..... | 23 |
| 4 関連事業..... | 25 |
| 5 施策体系..... | 26 |
| 第4章 施策の展開..... | 27 |
| 1 働きながら安心して子育てができる環境づくり..... | 27 |
| 2 子育てを応援するための子育て情報発信の強化..... | 31 |
| 3 地域で支え合う世代間交流の場づくり..... | 32 |
| 4 子育てについて相談しやすい体制づくり..... | 33 |
| 5 親と子の心とからだの健康づくり【母子保健計画】..... | 34 |
| 6 経済的支援策の推進..... | 40 |
| 7 第1期市内子ども・子育て支援事業計画から引き継いで実施する事業等..... | 42 |
| 第5章 子育て環境の整備..... | 49 |
| 1 教育・保育提供区域の設定に関する事項..... | 49 |
| 2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策..... | 50 |
| 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策..... | 52 |
| 4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保..... | 58 |
| 第6章 計画の推進に向けて..... | 59 |
| 1 計画の推進体制..... | 59 |
| 2 情報提供・周知..... | 59 |
| 資料編..... | 60 |
| 1 委員名簿..... | 60 |
| 2 内子町子ども・子育て会議条例..... | 61 |

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

内子町（以下、「本町」という）は、愛媛県のほぼ中央部に位置し、町の中央部を一級河川・肱川の支流である小田川が流れている風光明媚なまちです。小田川をはじめとする豊かな自然の中で、町内各地の特色ある地域文化を大切にしながら、生き生きと輝くまちをめざしています。2005（平成17）年1月1日に、旧内子町、旧五十崎町、旧小田町の3町が合併して誕生しました。町の姿勢と将来像を「キラリと光るエコロジータウン内子～住んでよし、訪ねてよし、美（うま）し内子～」のキャッチフレーズに集約し、まちづくりを進めてきました。

現在、我が国では少子化の急速な進行や待機児童の増加等、家庭や地域の子育てをめぐる環境が大きく変化しています。この環境の変化に対応するため、子育てをしやすい環境の整備を行い、地域の子ども・子育て支援の充実を図るとともに、次の世代を担う子どもたちが健全に成長できる社会をめざしていくことが求められています。

本町においても、平成17年3月に「内子町次世代育成支援行動計画」を策定し、平成22年には、その後期計画、また、平成27年3月には「内子町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

しかしながら、本町における少子・高齢化は進み、人口は年々減少しています。そのような状況において、国は待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」やすべての児童の安心・安全な居場所の確保のための「新・放課後子ども総合プラン」の策定、令和元年10月からは、経済的な負担軽減の観点から「幼児教育・保育の無償化」を実施するなど、様々な子育て支援の取り組みを推進してきました。さらに、令和元年6月に成立した「改正子どもの貧困対策法」では、生まれ育った家庭環境に子どもの現在及び将来が左右されることのないように規定が強化され、市町村に対しても子どもの貧困対策についての計画策定が努力義務とされました。

このような状況を踏まえて、「内子町子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了となることに伴い、近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、計画の進捗状況を確認・検証し、子どもの育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に、「第2期内子町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するもので、子どもたちが基本的な生きる力をつけるための基礎的で重要な時期である乳幼児期（就学前児童とその保護者を対象）を中心とした計画を軸として、「第1期内子町子ども・子育て支援事業計画」や新・放課後子ども総合プラン等の内容を踏襲し、本町の子ども・子育て支援のための計画として位置付けます。

また、本町の最上位計画である「内子町総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、これまで本計画に包含してきた「次世代育成支援行動計画」や「母子保健計画」も一体の計画として策定し、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。

3 計画期間

本計画は令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5年間を計画期間とします。計画の最終年度となる令和6年度には計画の達成状況の評価と見直しを行います。

| 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|-------|--------------------------|-------|-------|-----------|--------------|-------|-------|-------|
| 計画策定 | 第2期内子町子ども・子育て支援事業計画（本計画） | | | | | | | |
| | | | | 評価・次期計画策定 | 次期計画（令和7年度～） | | | |

4 計画の評価・検証

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、年度ごとに施設利用状況や事業の進捗状況の把握・評価を行い、その結果については、広報等を通じて公表していきます。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 人口等の現状

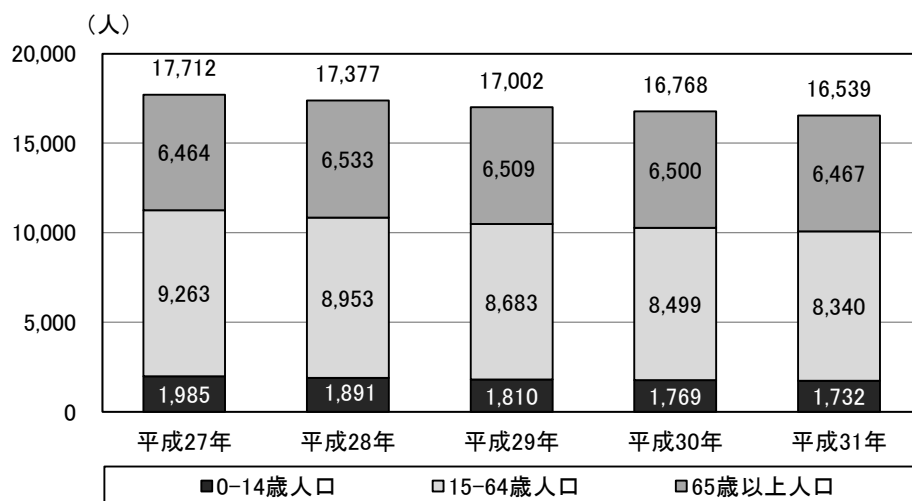
(1) 年齢3区分別人口の推移

本町の人口は、年々減少しており、平成31年では16,539人となっています。

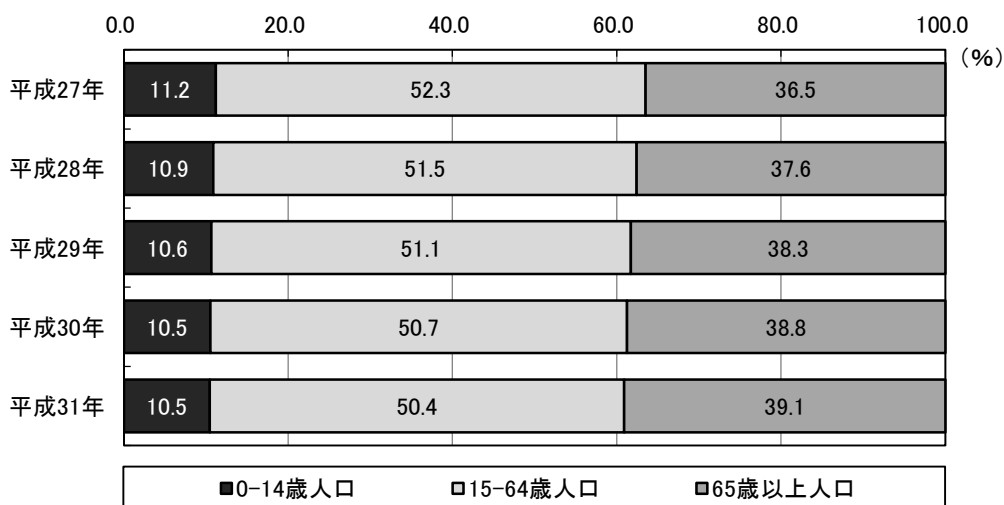
また、年齢3区分別人口をみると、いずれも減少傾向となっていますが、65歳以上人口割合においては上昇し続けており、平成31年では39.1%と約4割を占めています。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移

【総人口推移】



【総人口比】

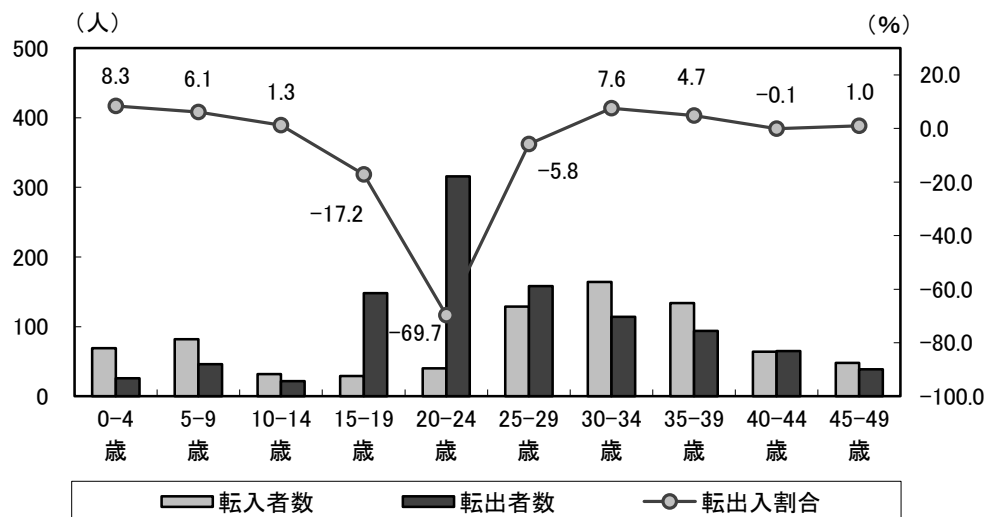


【資料】住民基本台帳

(2) 転入、転出の状況（社会動態）

本町への転入、転出の状況についてみると、15歳から29歳までの年代で転出が転入を大きく上回っています。

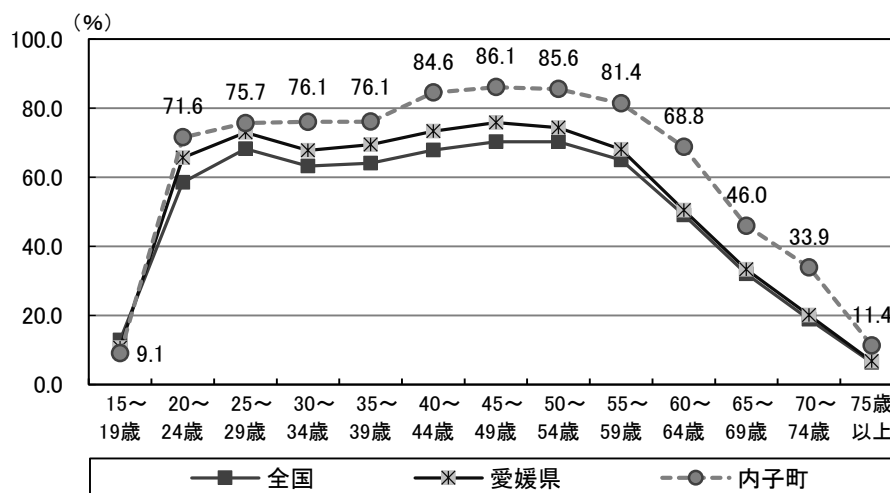
一方、30歳から39歳までの子育て世代では、転入が転出を上回っています。



【資料】国勢調査(平成27年)

(3) 女性の就業率

女性の就業率についてみると、全国及び愛媛県では30歳代で低くなるM字カーブになっているのに対し、本町では30～34歳、35歳～39歳ともに76.1%と高く、比較的緩やかなカーブとなっており、女性の社会進出が進んでいます。



【資料】国勢調査(平成27年)

(4) 保育園・幼稚園の利用状況

■ 保育園の利用状況

単位: か所、人

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町立 | 設置数 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 定員数 | 115 | 70 | 70 | 70 | 70 |
| | 児童数 | 100 | 60 | 59 | 56 | 48 |
| | 稼働率(%) | 87.0 | 85.7 | 84.3 | 80.0 | 68.6 |
| 私立 | 設置数 | 3 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | 220 | 265 | 265 | 270 | 270 |
| | 児童数 | 219 | 271 | 265 | 268 | 267 |
| | 稼働率(%) | 99.6 | 102.2 | 100 | 99.3 | 98.9 |

【資料】内子町 保健福祉課(各年4月1日)

■ 幼稚園の利用状況

単位: か所、人

| | | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 平成 31 年 |
|----|--------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 町立 | 設置数 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 |
| | 定員数 | 360 | 360 | 360 | 360 | 360 |
| | 児童数 | 135 | 113 | 105 | 100 | 90 |
| | 稼働率(%) | 37.5 | 31.4 | 29.2 | 27.8 | 25.0 |

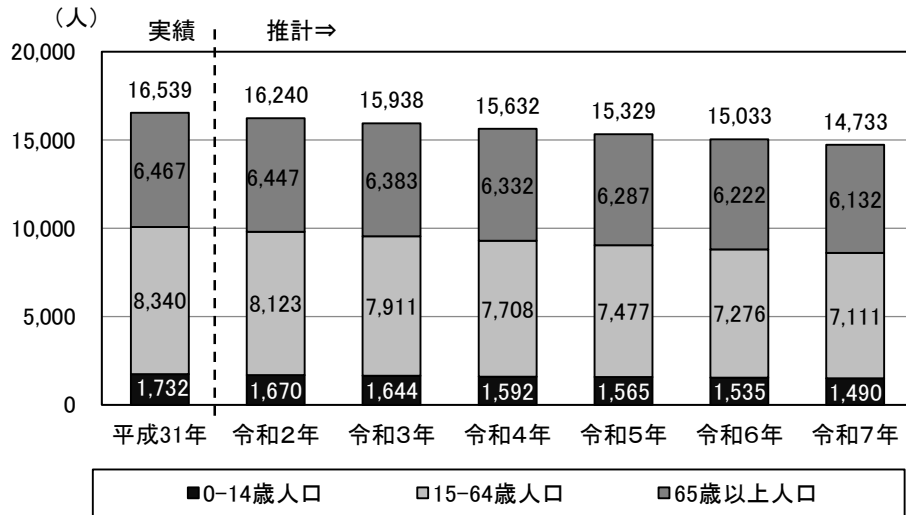
【資料】内子町 保健福祉課(各年4月1日)

2 将来推計人口の状況

(1) 年齢3区分別人口の推計値

本町の年齢3区分別人口の推計についてみると、総人口は年々減少傾向にあり、令和7年には14,733人になると予測されます。

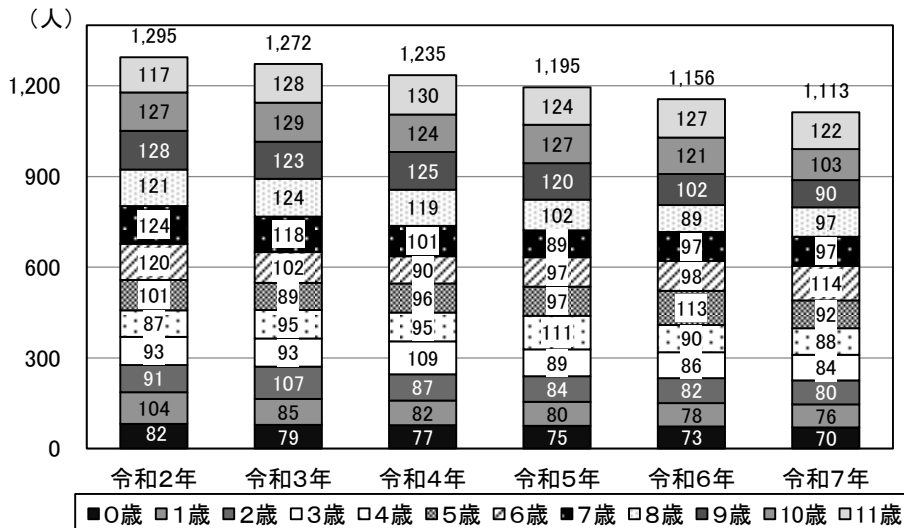
また、0-14歳人口も年々減少していき、令和7年には1,490人になると予測されます。



【資料】住民基本台帳、推計値はコーホート変化率法より推計

(2) 0歳～11歳児童の推計値

本町の0歳～11歳児童数の推計についてみると、全体的に減少傾向にあり、令和7年には1,113人になると予測されます。



【資料】コーホート変化率法より推計

3 子どもと子育て家庭の状況（ニーズ調査結果より）

◆調査の目的

本調査は、保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見等を把握することを目的に、町民意向調査（ニーズ調査）として実施しました。

●調査地域：内子町全域

●調査対象者：内子町在住の「未就学児童」をお持ちの世帯・保護者（未就学児童調査）
内子町在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者（小学生児童調査）

●調査期間：平成30年12月3日（月）～平成30年12月19日（水）

●調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

| 調査票 | 調査対象者数 (配布数) | 回収数 | 回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 未就学児童 | 495 件 | 384 件 | 77.6% |
| 小学生児童 | 532 件 | 472 件 | 88.8% |

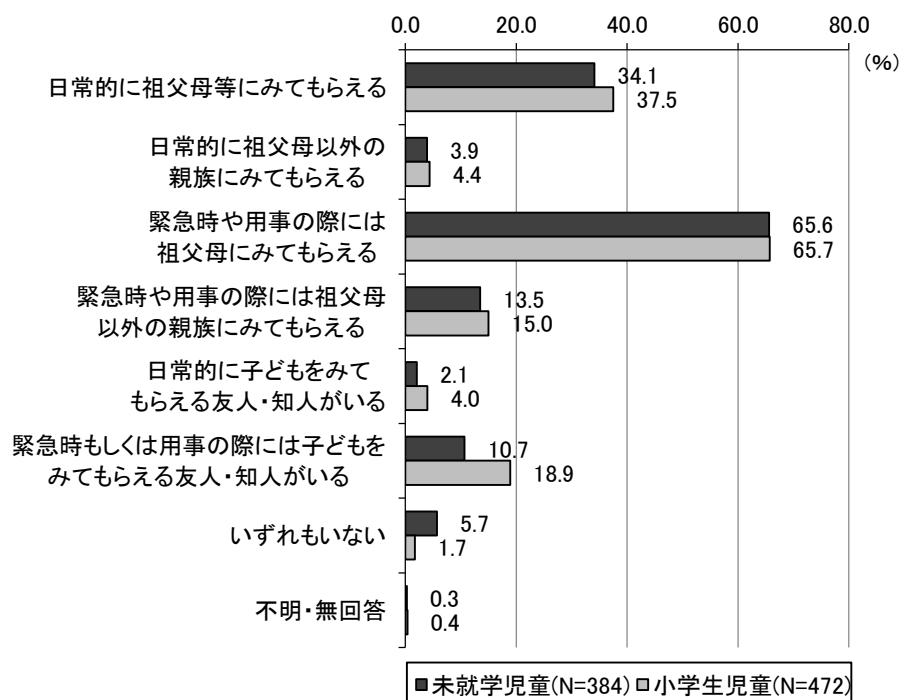
【参考：前回調査】

| 調査票 | 調査対象者数 (配布数) | 回収数 | 回収率 |
|-------|-----------------|-------|-------|
| 未就学児童 | 507 件 | 391 件 | 77.1% |
| 小学生児童 | 659 件 | 584 件 | 88.6% |

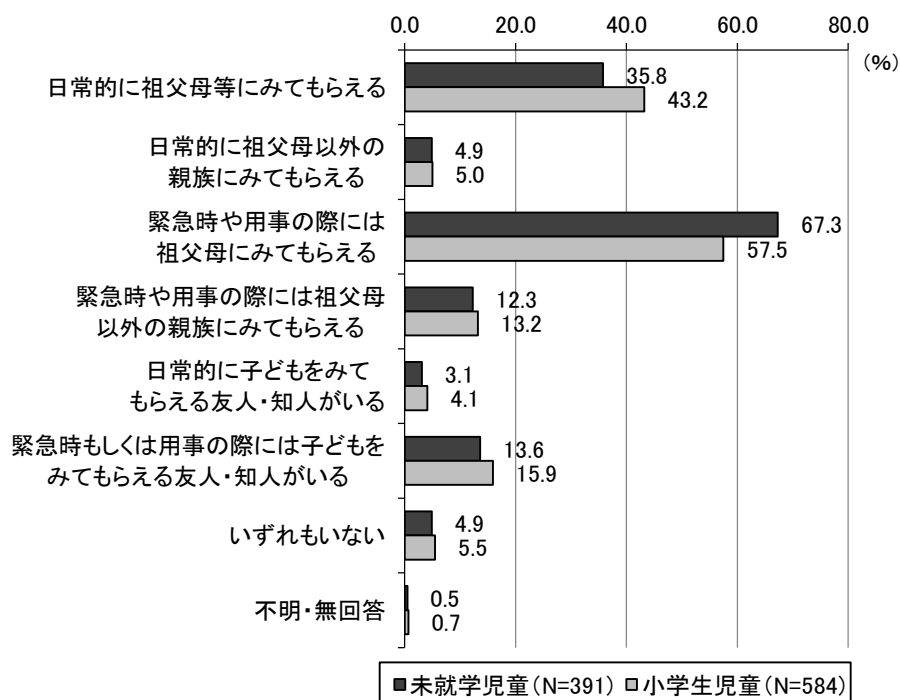
◆結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人について

日頃、お子さんを預かってもらえる親族・知人がいるかどうかについてみると、「緊急時や用事の際には祖父母にみてもらえる」が未就学児童で65.6%、小学生児童で65.7%ともっとも高く、次いで「日常的に祖父母等にみてもらえる」が未就学児童で34.1%、小学生児童で37.5%となっています。

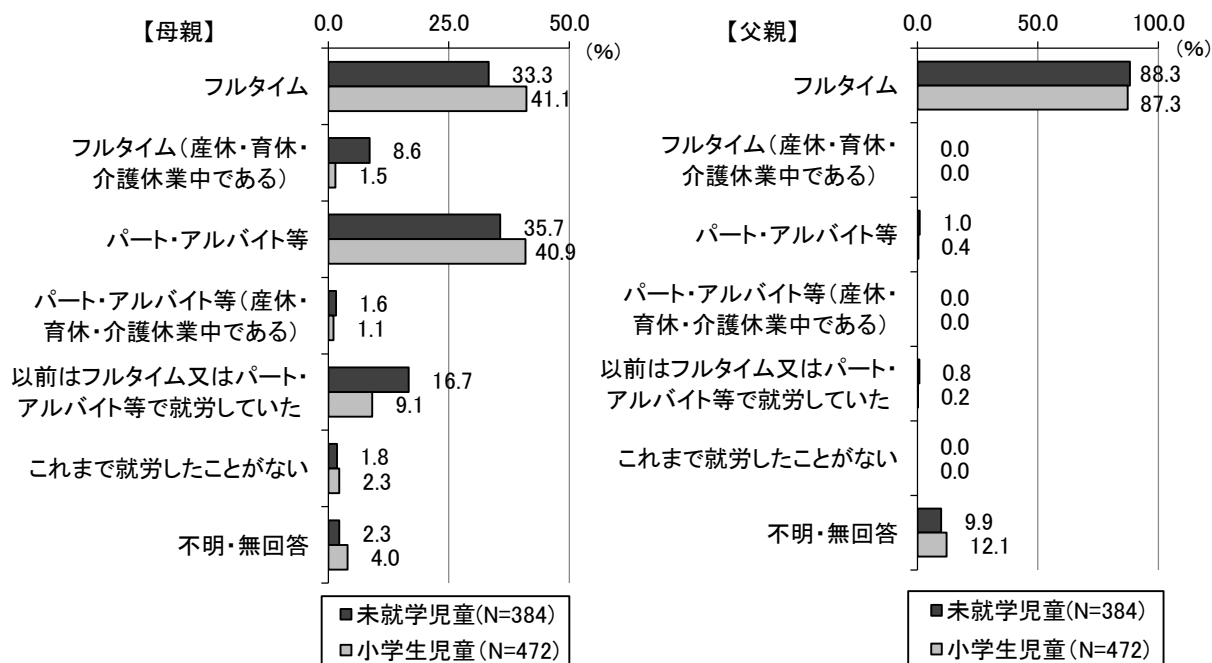


前回調査

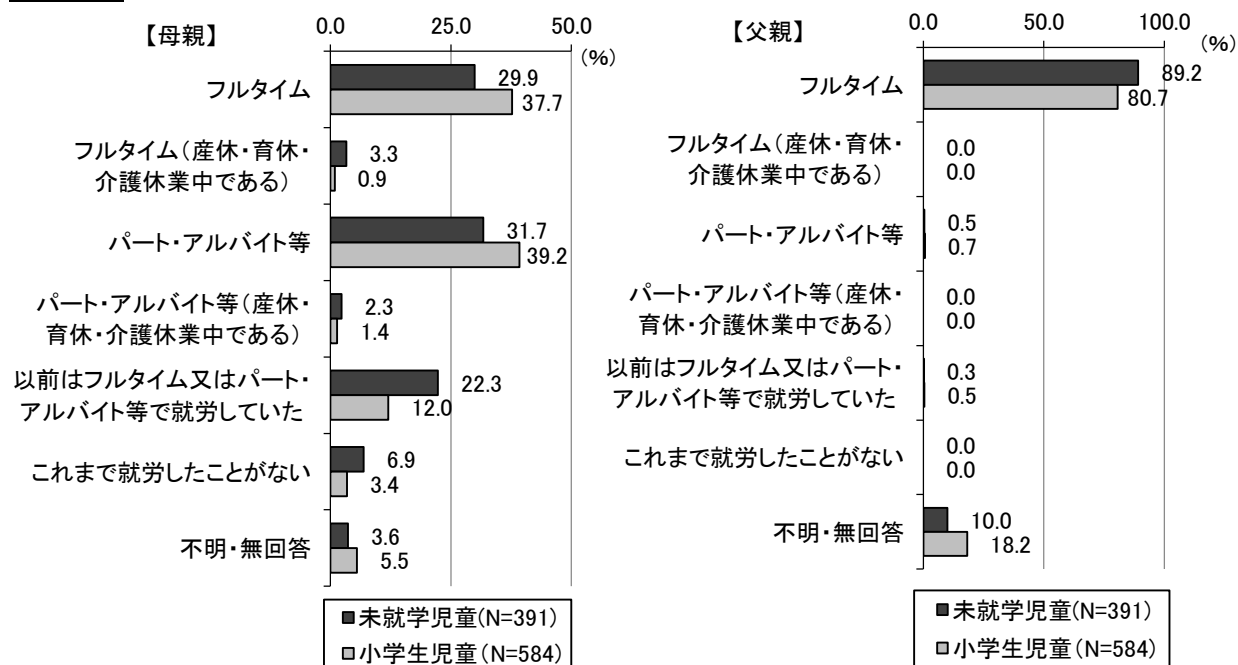


(2) 保護者の就労状況について

保護者の就労状況についてみると、母親は未就学児童では「パート・アルバイト等」が35.7%、小学生児童では「フルタイム」が41.1%と最も高く、父親は「フルタイム」が未就学児童で88.3%、小学生児童で87.3%と最も高くなっています。



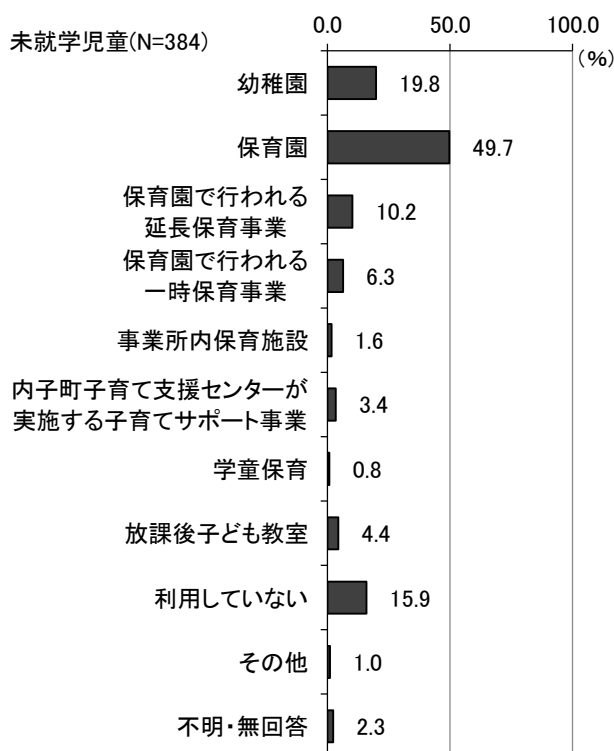
前回調査



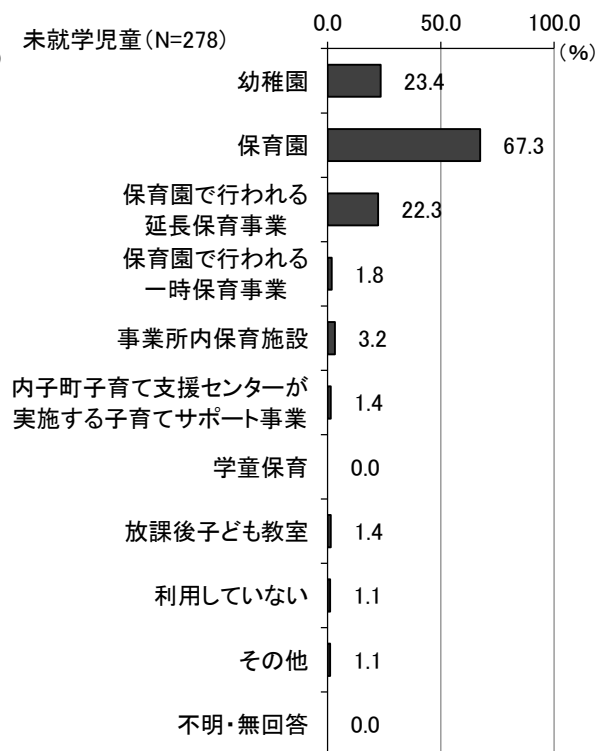
(3) 平日の定期的な教育・保育事業の利用について

平日利用している教育・保育事業についてみると、「保育園」が49.7%ともっとも高く、次いで「幼稚園」が19.8%となっています。また、現在利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと思う教育・保育事業についてみると、「認可保育所」が57.6%ともっとも高く、次いで「幼稚園」が34.9%となっています。

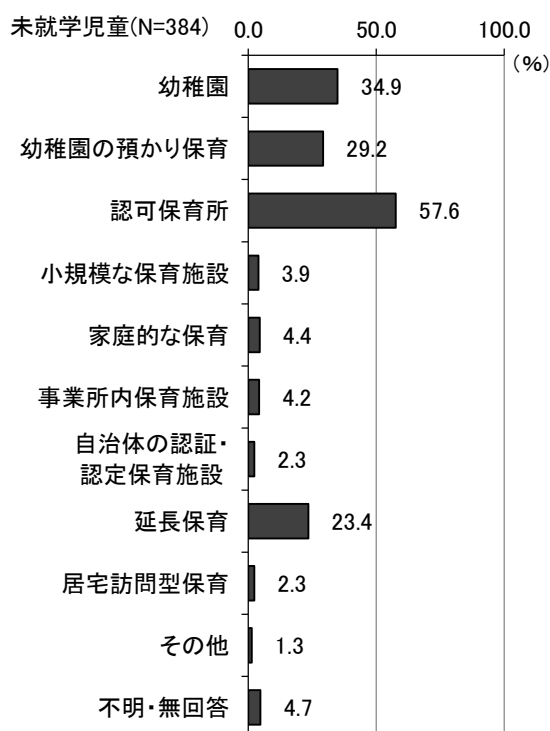
【現在、平日に利用している教育・保育事業】



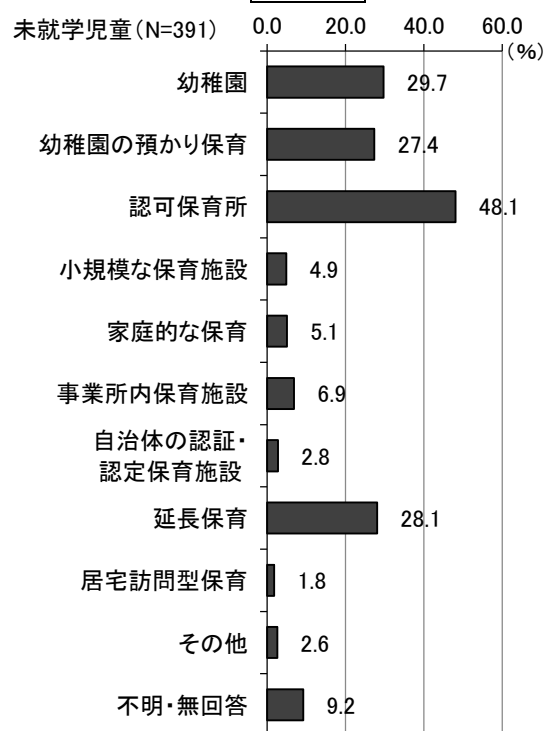
前回調査



【今後、平日に利用したい教育・保育事業】

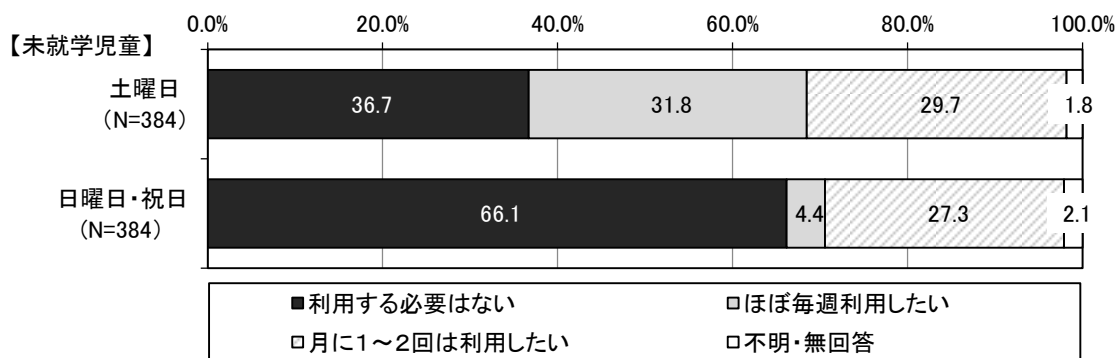


前回調査

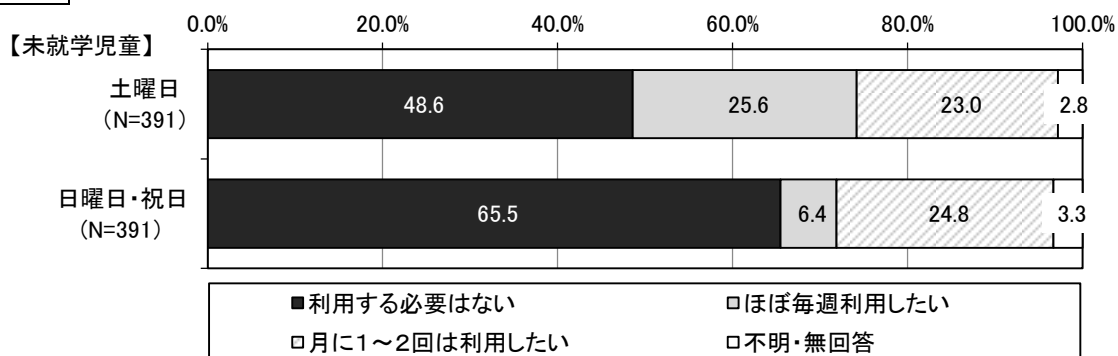


(4) 土曜日・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望についてみると、「ほぼ毎週利用したい」が土曜日では31.8%、日曜日・祝日では4.4%、「月に1～2回は利用したい」が土曜日では29.7%、日曜日・祝日では27.3%となっています。日曜日・祝日に比べ、土曜日の利用希望が高くなっています。

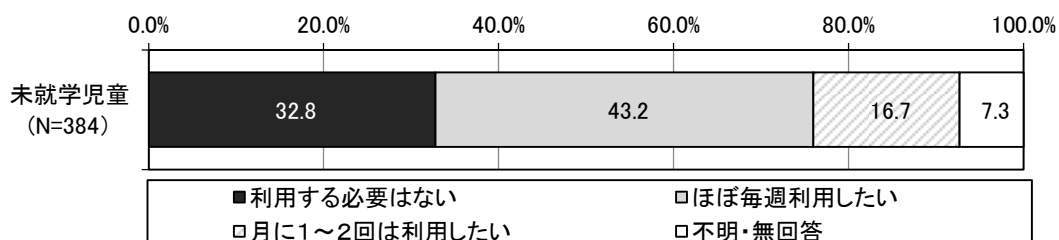


前回調査

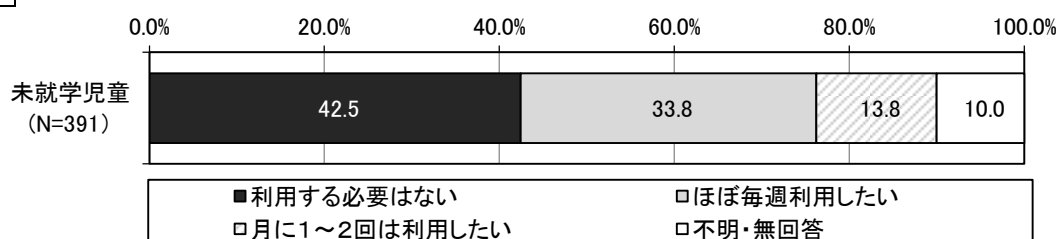


(5) 夏休み・冬休み等長期休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望について

夏休み・冬休み等長期休暇期間中の教育・保育事業の利用希望についてみると、「ほぼ毎週利用したい」が43.2%ともっとも高く、次いで「利用する必要はない」が32.8%となっています。

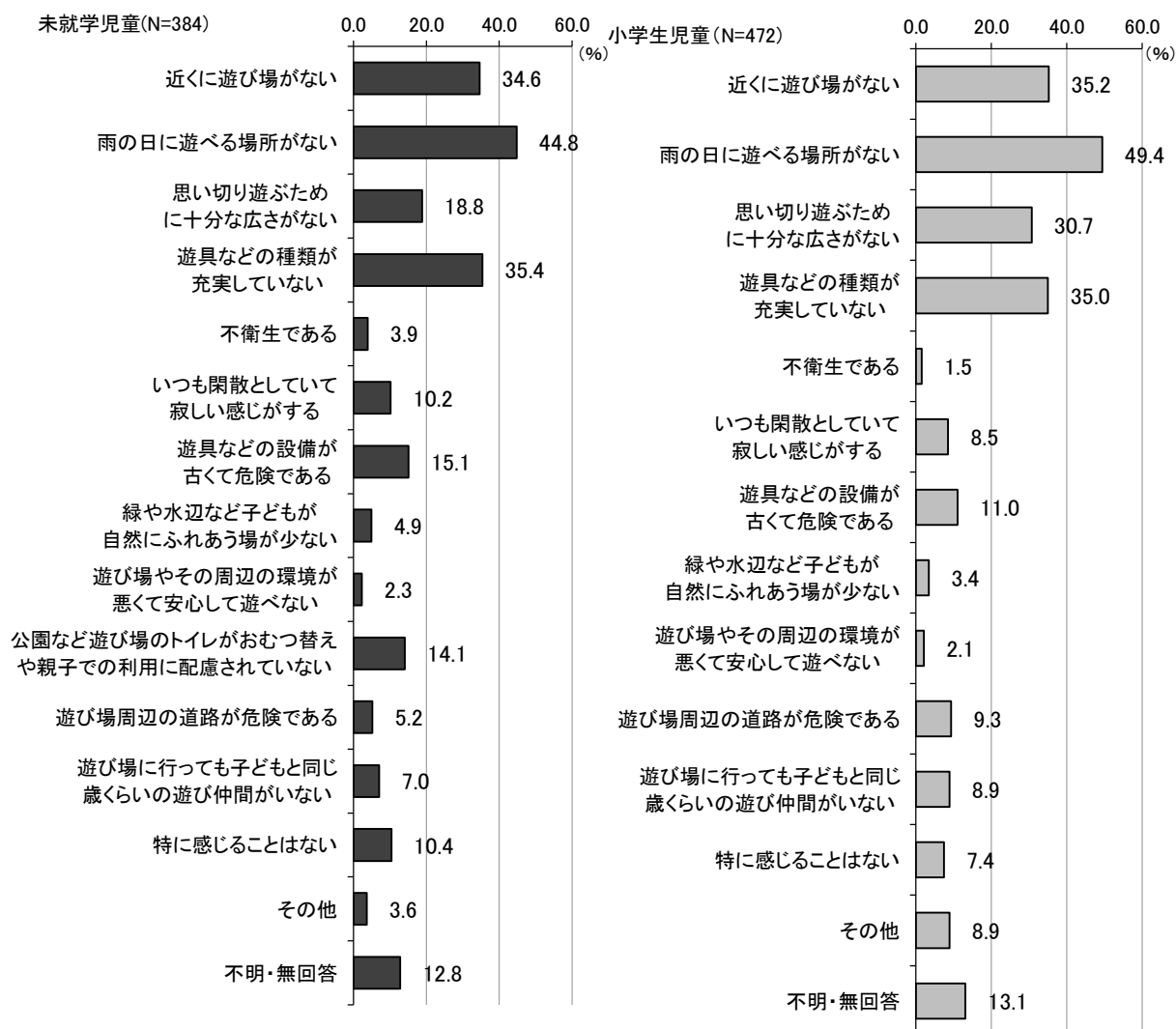


前回調査



(6) 内子町内の子どもの遊び場について

お住まいの地域の子どもの遊び場について日頃感じることにしてみると、「雨の日に遊べる場所がない」が未就学児童で44.8%、小学生児童で49.4%ともっとも高く、次いで未就学児童では「遊具などの種類が充実していない」が35.4%、小学生児童では「近くに遊び場がない」が35.2%となっています。



前回調査



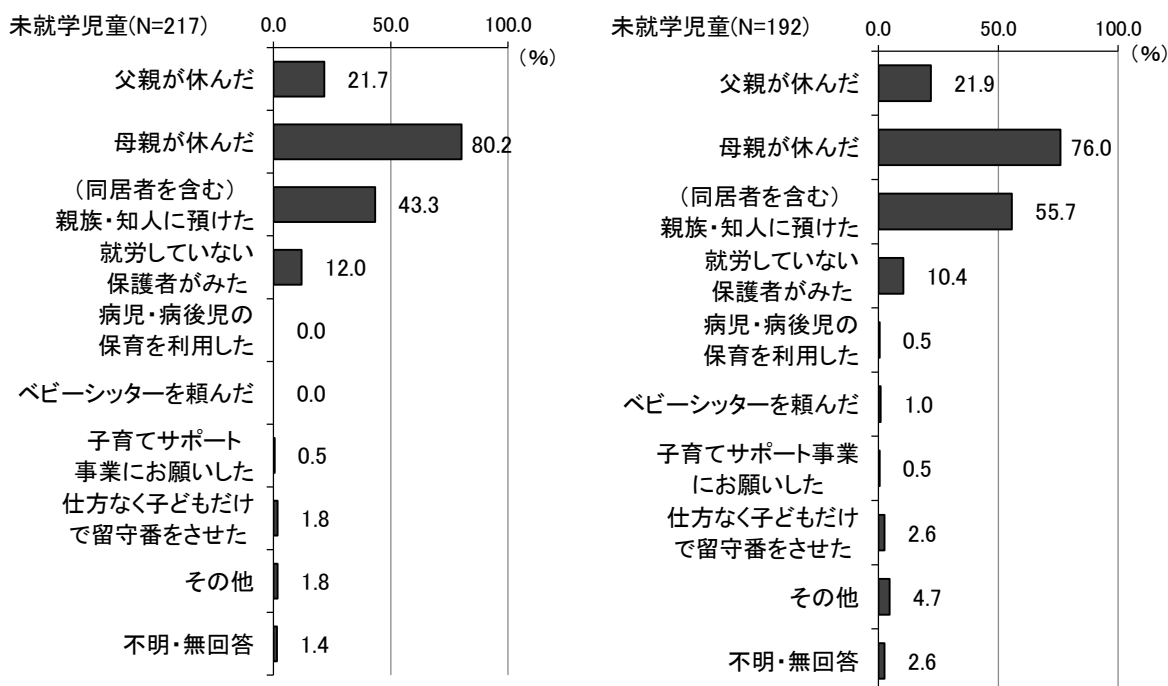
(7) 病気の際の対応について

この1年間で病気やケガで通常の教育・保育サービスが利用できなかった場合の対処方法についてみると、「母親が休んだ」が80.2%と8割を占めており、次いで「(同居者を含む)親族・知人に預けた」となっています。

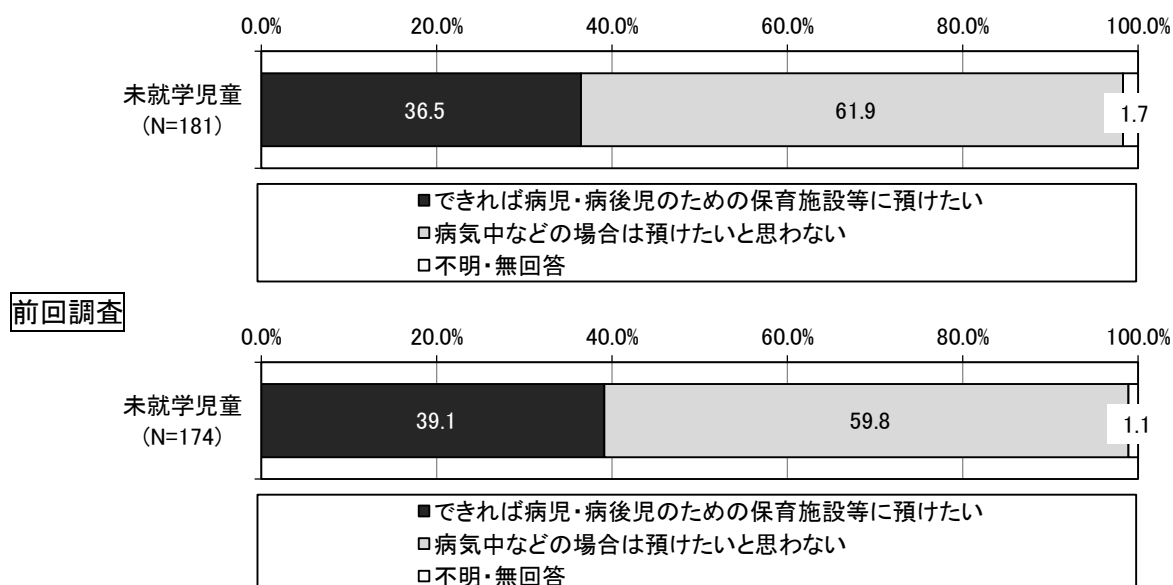
また、病児・病後児保育事業の利用希望についてみると、「できれば病児・病後児のための保育施設等に預けたい」が36.5%となっています。

【病気の際の1年間の対処方法】

前回調査



【「病児・病後児保育事業」の利用希望】

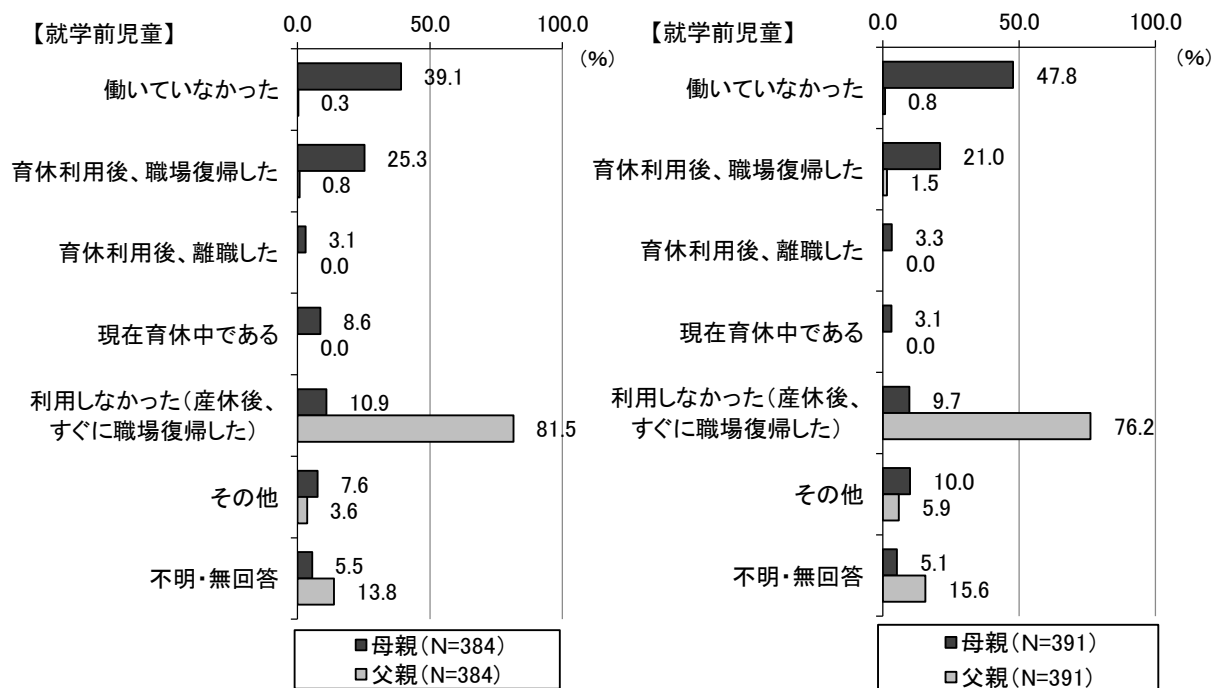


(8) 育児休業等職場の両立支援制度について

母親又は父親が育児休業制度を利用したかどうかについてみると、母親は「働いていなかった」が39.1%ともっとも高く、次いで「育休利用後、職場復帰した」が25.3%となっています。父親では、「利用しなかった」が81.5%と約8割を占めています。

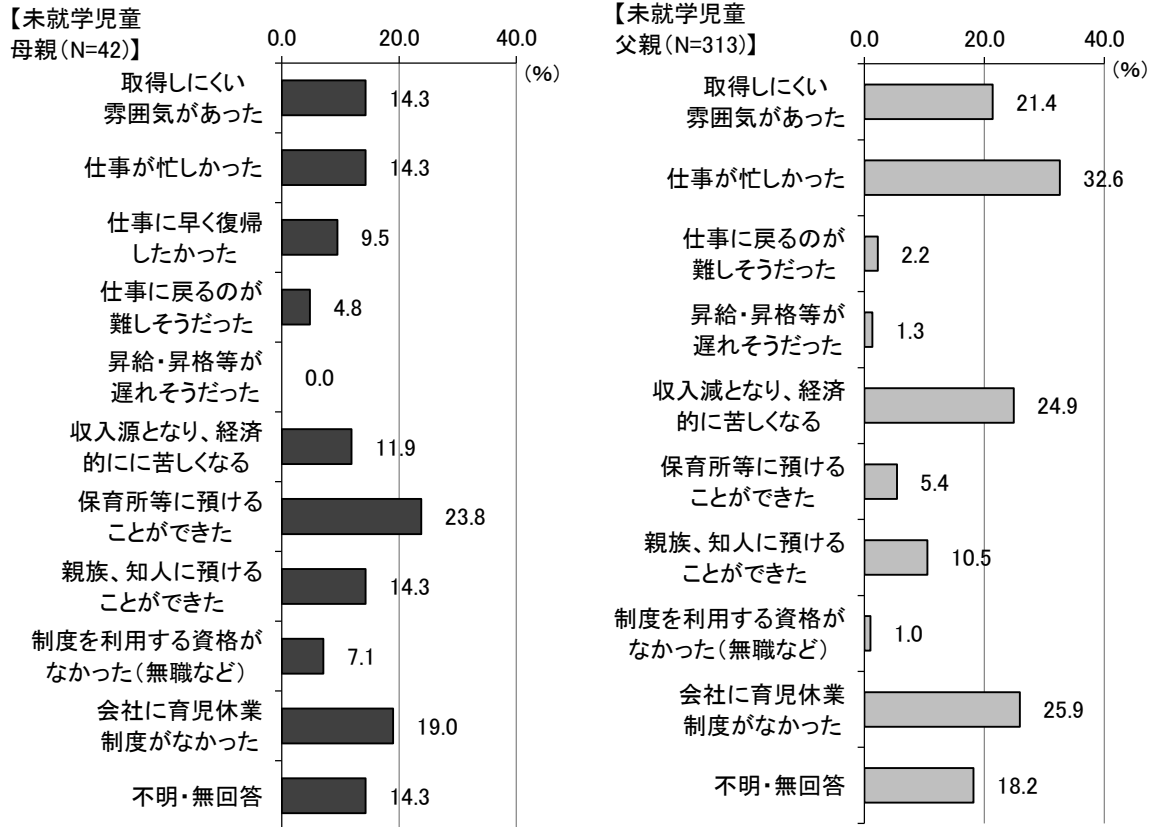
【子どもが生まれた時の保護者の育児休業取得状況】

前回調査

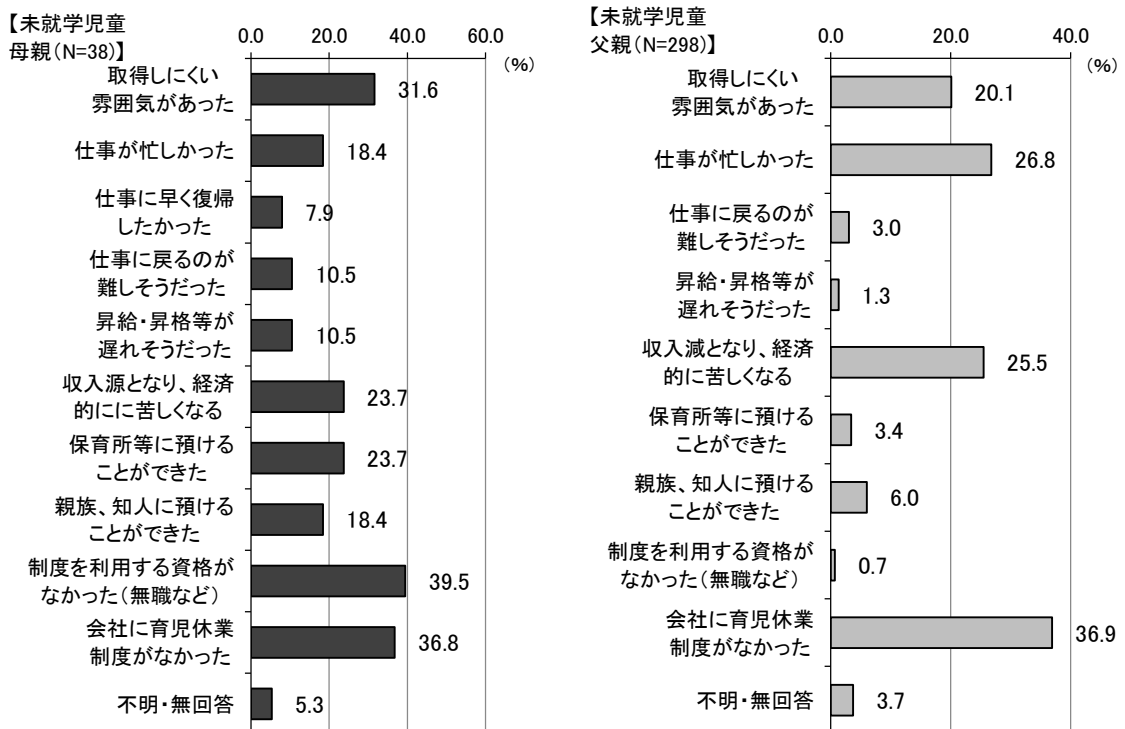


育児休業を利用しなかった方のその理由についてみると、母親は「保育所等に預けることができた」が23.8%ともっとも高く、次いで「会社に育児休業制度がなかった」が19.0%となっています。父親では、「仕事が忙しかった」が32.6%ともっとも高く、次いで「会社に育児休業制度がなかった」が25.9%となっています。

【取得していない理由】

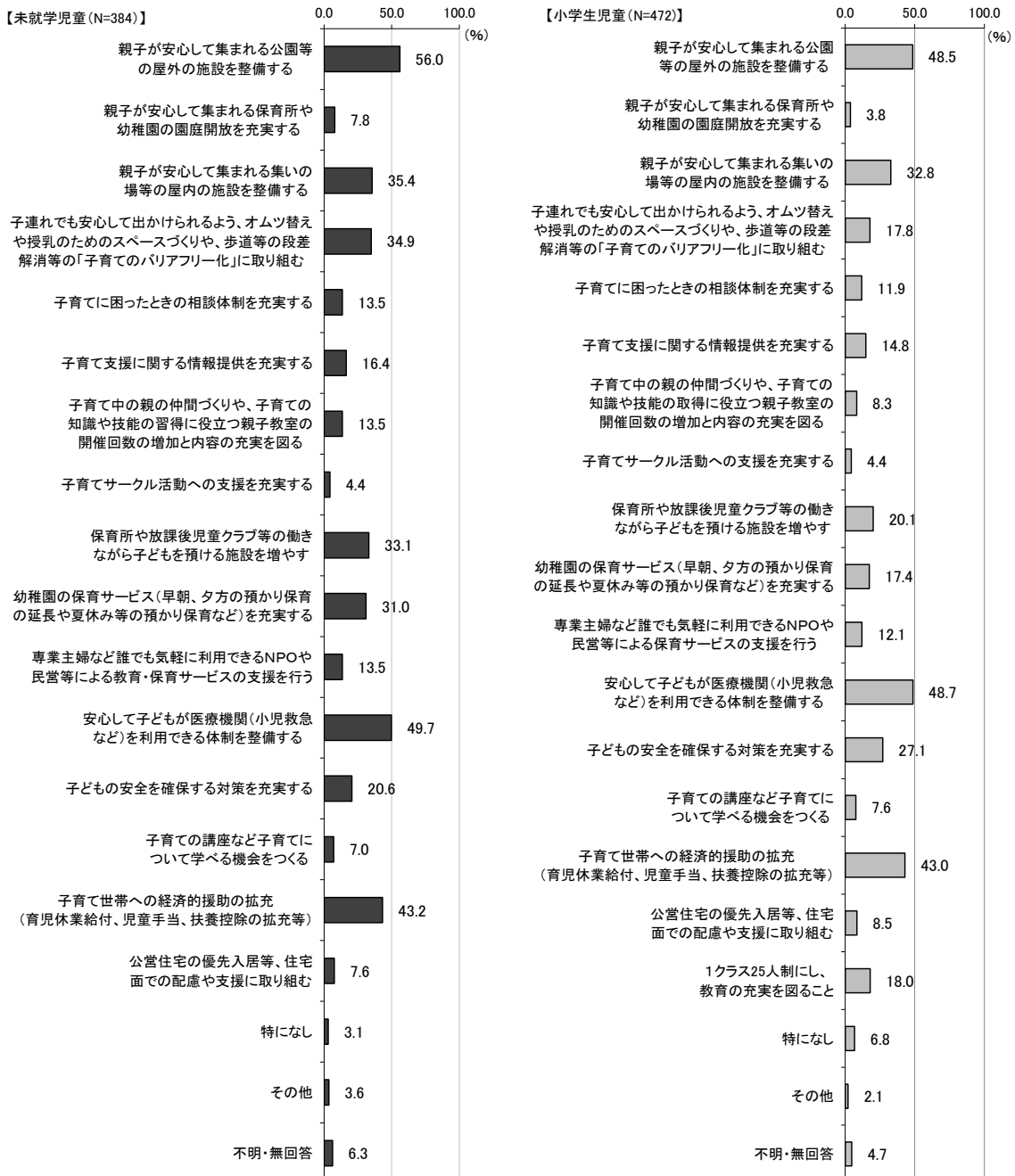


前回調査

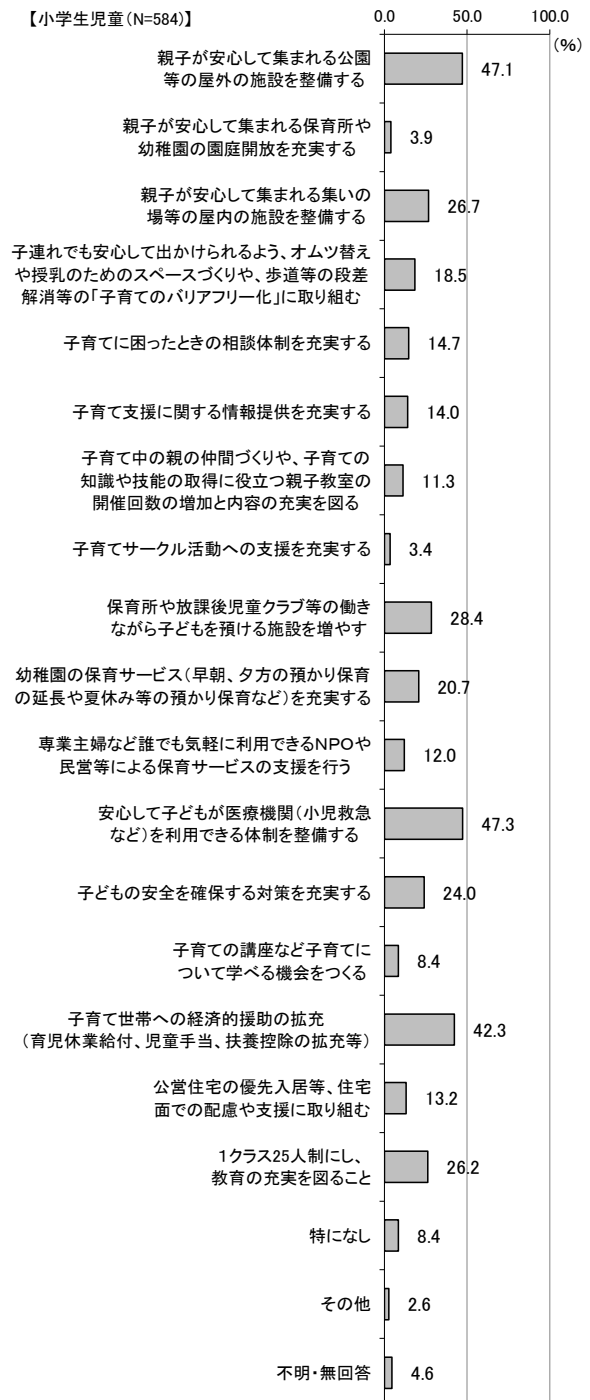


(9) 行政（市町村、県、国）に対して期待する子育て支援策

行政に対して、子育てサービスの現状や子育て経験などから、どのような支援策の充実を図ってほしいかについてみると、未就学児童では「親子が安心して集まれる公園等の屋外の施設を整備する」が56.0%、小学生児童では「安心して子どもが医療機関（小児救急など）を利用できる体制を整備する」が48.7%ともっとも高くなっています。



前回調査



4 第1期内子町子ども・子育て支援事業計画の評価

本町では、平成26年度に策定した第1期計画に基づき、平成27年度から平成31年度までの5年間において、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の必要量である「量の見込み」と「確保方策」を定めて、事業に取り組んできました。「教育・保育」の提供体制については、定員が徐々に拡充されており、保育園等においては5年間の各年度当初、待機児童は発生しませんでした。

「地域子ども・子育て支援事業」については、目標値と実績値に乖離がみられるものがありますが、ニーズ量を多く算定していたためであり、実際の事業の確保量の不足はありませんでした。

第1期内子町子ども・子育て支援事業計画の目標事業量の状況

| 事業名 | | 平成27年度 (実績) | 平成30年度 (目標値) | 平成30年度 (実績) |
|---------------|----------------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 教育・保育 | 1号認定:3~5歳(教育のみ) | 135人 | 55人 | 112人 |
| | 2号認定:3~5歳(保育の必要性あり・教育希望が強い) | 206人 | 238人 | 208人 |
| | 教育・保育の提供3号(0歳) | 7人 | 28人 | 12人 |
| | 教育・保育の提供3号(1, 2歳) | 107人 | 91人 | 107人 |
| 地域子ども・子育て支援事業 | 利用者支援事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | 延長保育事業 | 25人 | 82人 | 14人 |
| | 放課後児童健全育成事業 | 39人 | 42人 | 62人 |
| | 子育て短期支援事業(ショートステイ) | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) | 83人 | 91人 | 98人 |
| | 養育支援訪問事業 | 0か所 0人 | 0か所 0人 | 0か所 0人 |
| | 地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型) | 1か所 4,647人/年 | 1か所 4,644人/年 | 1か所 8,786人/年 |
| | 一時預かり事業 | 2,026人/年 | 3,650人/年 | 1,390人/年 |
| | 病児・病後児保育事業 | 0人/年 | 0人/年 | 0人/年 |
| | ファミリーサポートセンター事業 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |
| | 妊婦健診事業 | 1,022件/年 (対象児童数 92人) | 1,052件/年 (対象児童数 91人) | 1,254件/年 (対象児童数 88人) |

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもたちは将来を担う宝であり希望です。子どもたちの笑顔はかけがえのないものです。子どもたちの笑顔を守り、健やかな育ちを支えることは、父母または保護者の幸せにつながっていきます。

本町においては豊かな自然環境やコミュニティを活かし、子育て支援の充実を推進しています。

今後、引き続き子育て支援の充実を図ることはもちろん、子育ての楽しさを実感できる環境と、子どもの育ちや子育てを地域全体で支えあうネットワークづくりを推進し、本町に住む若者や子どもたちに「ここで育ちたい・育てたい」と思えるようなまちづくりをめざします。

また、国では「子育ての第一義的な責任は保護者にある」という考え方のもと、子育てを社会全体で支えていくための環境整備を進めていく方針が打ち出されています。町民をはじめ団体、事業者、行政等が連携し、協働することで、子どもと大人がふれあい、楽しみながら成長していけるよう、取組を進めていきます。

基本理念

子どもの笑顔がキラリと光る 子育て応援タウン うちこ

2 基本的視点

前頁に掲げる基本理念のもと、施策を進める上での共通の考え方として、以下の4つの視点に立って取り組みます。

(1) 地域社会全体で子どもを育てる視点

地域社会全体が「地域の子どもは、地域で育てる」という共通認識を持ち、子どもと子育て家庭をあたたかく見守り、子どもたちが安全に、安心して過ごせる地域をつくります。

また、子育て家庭が支援を受ける側だけではなく、支援する側として地域に参画できるよう、子育て家庭が相互に相談し、不安や悩みを軽減するなど、助け合い、支え合う関係づくりを進めます。

(2) 切れ目なく子どもの育ちを支援する視点

結婚、妊娠・出産、子育てに対し、より前向きに考えられるよう、妊娠・出産に関する正しい知識を普及し、産前産後のサポートから、母子の健康、その後の子育てへの支援に至るまで、関係機関が連携して子育て世代を段階的・総合的に支援します。

(3) 明るく健やかな子どもが育つ視点

子どもが自己肯定感を高め、主体性や創造性、協力してものごとに取り組む姿勢を身に付けることは大切です。内子町で育つ子どもたちの未来が、生まれ育った家庭環境によって阻害されることのないよう、子ども一人一人の個性や能力を最大限に発揮しながら、明るく健やかな子どもが育つ環境づくりを進めます。

(4) 仕事と子育ての両立を支援する視点

幼児教育・保育の無償化により、共働き世帯がますます増加することが考えられる中、働きながら子どもを育てる家庭を支えるため、父親、母親、同居の家族等が協力して子育てできるよう啓発に取り組みます。また、幼児期の教育・保育や学童保育の充実をはじめ、仕事と子育ての両立を支援し、子育て家庭がゆとりを持って子育てできる環境づくりを進めます。

3 計画の重点目標

前頁の基本的視点を受け、具体的な施策の指針となる6つの重点目標を以下のように定めます。

重点目標1 働きながら安心して子育てができる環境づくり

仕事と家庭の両立を図るため、男性の育児参加への理解や職場や地域社会に対して、育児休業制度、再雇用制度等の普及を啓発・促進し、意識改革の情報提供に努めていきます。

また、子育て中の保護者が職場生活と家庭生活を両立できるように、多様な保育サービスの充実や働き続けられる環境整備を推進します。

具体的な施策

- ①保育サービスの充実
- ②児童の健全育成の取組の推進
- ③新・放課後子ども総合プランの推進
- ④多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進
- ⑤仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

重点目標2 子育てを応援するための子育て情報発信の強化

子育て支援が必要な家庭に対して、子育てに関するわかりやすい情報を広報うちこや町のホームページ、各施設等のお便り等により発信します。

具体的な施策

- ①子育てに関する情報発信の推進

重点目標3 地域で支え合う世代間交流の場づくり

学校・家庭・地域・行政をはじめ、地域の多様な主体が連携し、世代間での交流や体験活動の機会を積極的に提供する等、地域全体で子どもを育てる環境をつくります。

具体的な施策

- ①高齢者等とふれあう世代間交流の実施
- ②次代の親づくり

重点目標4 子育てについて相談しやすい体制づくり

子育てで不安や、子育て支援制度等について相談しやすい環境づくりに努めます。また、身近な地域で親子が気軽に集い、仲間をつくり支え合いの中で互いに相談し合えるよう、交流できる機会や場所を確保するように努めます。

具体的な施策

- ①身近な子育て相談体制の充実
- ②子育て家庭同士の交流事業
- ③家庭や地域の教育力の向上

重点目標5 親と子の心とからだの健康づくり【母子保健計画】

安心・安全な妊娠・出産を支援するため、保健事業の確実な実施に努め、妊娠中から継続した支援体制の充実を図ります。また、不妊治療の助成等も行い、保健事業の更なる充実を図ります。

また、すべての子どもの健やかな成長を願い、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・保健医療サービスの充実を図ります。さらに、思春期における保健対策に努め、安心して子どもを生み育てるための環境づくりを進めます。

具体的な施策

- ①安心して妊娠・出産ができる支援の整備
- ②安心して子育てができる保健事業の充実
- ③子どもが健康に育ち、未然に病気を防ぐことができる保健医療の充実
- ④発達が気になっても安心して子育てができる体制の整備
- ⑤思春期の子どもたちの心と体の健やかな成長の支援

重点目標6 経済的支援策の推進

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、児童手当、児童扶養手当など、各種経済的支援を行います。

具体的な施策

- ①経済的支援策の充実

4 関連事業

第1期内子町子ども・子育て支援事業計画から引き継いで実施する事業等

具体的な施策

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- ②幼稚園における就学前教育の充実
- ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ④良質な住宅環境の確保
- ⑤良好な居住環境の確保
- ⑥安全な道路交通環境の整備
- ⑦公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- ⑧子どもが被害に遭わないための安心・安全なまちづくりの推進
- ⑨子どもの遊び場・集える場の確保
- ⑩子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ⑪子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ⑫犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援
- ⑬児童虐待防止対策の充実
- ⑭ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑮障がい児施策の充実
- ⑯子どもの貧困対策の推進

5 施策体系

基本理念

子どもの笑顔がキラリと光る 子育て応援タウン うちこ

基本的視点

1. 地域社会全体で子どもを育てる視点
2. 切れ目なく子どもの育ちを支援する視点
3. 明るく健やかな子どもが育つ視点
4. 仕事と子育ての両立を支援する視点

重点目標

重点目標 1
働きながら安心して子育てができる環境づくり

重点目標 2
子育てを応援するための
子育て情報発信の強化

重点目標 3
地域で支え合う
世代間交流の場づくり

重点目標 4
子育てについて
相談しやすい体制づくり

重点目標 5
親と子の心とからだの健康づくり
【母子保健計画】

重点目標 6
経済的支援策の推進

関連事業

**第 1 期内子町子ども・子育て
支援事業計画
から引き継いで実施する事業等**

具体的な施策

- ①保育サービスの充実
- ②児童の健全育成の取組の推進
- ③新・放課後子ども総合プランの推進
- ④多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進
- ⑤仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

- ①子育てに関する情報発信の推進

- ①高齢者等とふれあう世代間交流の実施
- ②次代の親づくり

- ①身近な子育て相談体制の充実
- ②子育て家庭同士の交流事業
- ③家庭や地域の教育力の向上

- ①安心して妊娠・出産ができる支援の整備
- ②安心して子育てができる保健事業の充実
- ③子どもが健康に育ち、未然に病気を防ぐことができる保健医療の充実
- ④発達が気になっても安心して子育てができる体制の整備
- ⑤思春期の子どもたちの心と体の健やかな成長の支援

- ①経済的支援策の充実

- ①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備
- ②幼稚園における就学前教育の充実
- ③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
- ④良質な住宅環境の確保
- ⑤良好な居住環境の確保
- ⑥安全な道路交通環境の整備
- ⑦公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進
- ⑧子どもが被害に遭わないための安心・安全なまちづくりの推進
- ⑨子どもの遊び場・集える場の確保
- ⑩子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ⑪子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ⑫犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援
- ⑬児童虐待防止対策の充実
- ⑭ひとり親家庭等の自立支援の推進
- ⑮障がい児施策の充実
- ⑯子どもの貧困対策の推進

第4章 施策の展開

1 働きながら安心して子育てができる環境づくり

①保育サービスの充実

保護者の就労形態の多様化や女性の社会進出等により、今後ますます保育を必要とする児童の増加が見込まれます。多様化する保護者の就労形態や子どもの状況に応じて、保育サービスの提供・充実を図ります。

| | |
|------|-----------------|
| 事業名 | 1. 通常保育事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|--------------------|
| 事業名 | 2. 延長保育事業（時間外保育事業） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 乳児保育事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 出産後に乳児を受け入れる保育園・認定こども園があれば、安心して出産し働くことができるという保護者のニーズに応えるために、おおむね6か月以降の乳児の保育を行うサービスです。 本町では、内子保育園・五城保育園・大瀬保育園・くるみ保育園・五十崎こども園の5園で実施しています。今後も引き続き事業を実施し、住民のニーズを見極めながら調整・対応していきます。 |

| | |
|------|-----------------|
| 事業名 | 4. 一時預かり事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

②児童の健全育成の取組の推進

働くすべての保護者がゆとりを持って子育てができ、子育てに喜びを感じられるような環境づくりをめざすため、子どもの小学校就学後も、安心して保護者の就労継続が図れるように学童保育や児童館等の体制整備を図っていきます。

| | |
|------|--------------------------|
| 事業名 | 1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） |
| 担当課 | こども支援課（児童館） |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 児童館 |
| 担当課 | こども支援課（児童館） |
| 事業内容 | 放課後や土曜日等に児童館を開放し、遊びを通じて児童の健全育成を図っています。現在、本町には「内子児童館」と「五十崎児童館」の2か所があります。 |

③新・放課後子ども総合プランの推進

国においては、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業（放課後子ども教室）を計画的に進める「新・放課後子ども総合プラン」の推進を掲げています。

本町においても地域の実情に応じた、児童の安全・安心な居場所づくりが求められていることから、小学校の余裕教室を活用した取組等について、自治・学習課とこども支援課とで連携して検討し、新・放課後子ども総合プランの推進に努めます。

| | | |
|--------------|--|-------|
| 事業名 | 1. 放課後児童クラブ実施の継続 | |
| 担当課 | こども支援課 | |
| 事業内容 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。現在、町内の児童館2か所で事業実施をしております児童の居場所の確保に繋がっていることから、今後も継続して実施します。また、放課後児童クラブの開所時間については、現在の実施時間を基本としつつ、保護者の就労実態や地域の実情等を慎重に見極めて検討します。 | |
| 目標事業量 | 令和元年度 | 令和6年度 |
| | 2か所 | 2か所 |

| | | |
|--------------|---|-------|
| 事業名 | 2. 放課後子ども教室等の設置促進 | |
| 担当課 | こども支援課 | |
| 事業内容 | 小学校の余裕教室等について、放課後児童クラブや放課後子ども教室への活用を検討するとともに、地域住民の参画を推進し、未設置校区への放課後子ども教室等の設置促進を検討します。 | |
| 目標事業量 | 令和元年度 | 令和6年度 |
| | 3か所 | 3か所 |

| | | |
|-------------|--|--|
| 事業名 | 3. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の連携 | |
| 担当課 | こども支援課、学校教育課 | |
| 事業内容 | こども支援課、学校教育課が連携する「運営委員会」を設置します。運営委員会では、子どもの放課後のより良い居場所の在り方や、地域性や学校の特色等を考慮した上で最も適した事業実施形態等を検討します。 | |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用 |
| 担当課 | こども支援課、自治・学習課、学校教育課 |
| 事業内容 | こども支援課、自治・学習課、学校教育課等関係する部局がそれぞれ連携して小学校の余裕教室等の活用の方策について検討します。余裕教室の活用に際しては、学校や地域、保護者等とも連携を密にして児童の安全・安心な居場所づくりに努めます。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的（又は連携による）実施 |
| 担当課 | こども支援課、学校教育課 |
| 事業内容 | 各事業を検証し、それぞれの利点・欠点の把握に努めます。そのうえで、各事業の一体的取組や連携、交流等について地域の実情に応じて検討します。 |

④多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等の推進

子育てをしながら働くことができる環境づくりを推進するため、働き方に関する各種制度の啓発を広報誌等により随時行っています。今後はホームページや保育園通信への掲載を図る等、多様な働き方についての広報啓発活動を行い、住民及び地域全体の問題として認識してもらえるように努めます。また、講座や講演会、パンフレット等を活用して男女がともに子育てを行う大切さの啓発に努めていきます。また、開催にあたっては、男性も含めた多くの住民の参加を求めため、平日夜間や休日に開催する等の配慮を検討します。

⑤仕事と子育ての両立支援のための体制整備等の推進

働く保護者を支援するため、保育園・認定こども園・幼稚園や放課後児童クラブ等の育児施策を実施していますが、より一層充実した地域生活、職業生活、家庭生活を送ることができるよう、延長保育や一時保育等子育て支援体制の更なる拡充を図るとともに、啓発活動に取り組みます。

2 子育てを応援するための子育て情報発信の強化

①子育てに関する情報発信の推進

子育て家庭や職場や地域に対し様々な情報が行き届くよう、支援対策や制度等についてわかりやすい情報発信に努め、子育て不安の払しょくを図ります。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 育児情報の提供 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 町内の保育園・幼稚園・認定こども園・児童館・子育て支援センター等の行事や育児講座、園開放日の情報を提供します。 また、子育て情報誌の掲載内容をホームページへ活用するなど、多様な情報ニーズに対応した分かりやすい情報発信に努めます。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 子育て情報誌の作成・活用 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 町内の保育園・幼稚園・認定こども園・児童館・子育て支援センター等、縦割り行政の枠を超えた子育て情報誌を作成します。 |

3 地域で支え合う世代間交流の場づくり

①高齢者等とふれあう世代間交流の実施

親子や異年齢の子どもだけでなく、世代の異なる地域の人々と気軽に交流することができるよう、イベント・事業の充実をはじめ、親子の居場所づくりを進めていきます。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 幼児施設地域活動 |
| 担当課 | こども支援課、学校教育課 |
| 事業内容 | 老人福祉施設への訪問、あるいは地域高齢者との運動会や敬老参観、地域の伝承遊び等を通じて世代間の交流を行い、福祉活動の推進を図っています。本町ではすべての幼児施設で実施しており、今後も引き続き活動を実施していきます。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 高齢者サロン等での高齢者等と子どものふれあい事業 |
| 担当課 | こども支援課、学校教育課 |
| 事業内容 | 現在、町内の保育園・幼稚園で実施している高齢者サロン等と子どもの交流事業の充実を努めます。高齢者から様々な“あそび”を継承してもらうことにより、高齢者にとっては“いきがい”を子どもたちにとっては“経験”を得られるよう、高齢者と子どもたちの交流事業に取り組みます。 |

②次代の親づくり

若い世代に対して「生命の大切さ・子育てすることの楽しさ」が実感できるように次代の親を育成するための授業やワークショップ等の実施、また乳幼児とのふれあいを通じて、子育てや家庭の大切さ、子どもへの愛情を実感できる場づくりを進めます。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 中学生・高校生等の乳幼児ふれあい体験 |
| 担当課 | こども支援課（内子町子育て支援センター） |
| 事業内容 | 中・高生が乳幼児と遊んだり、妊娠シミュレーションによる妊婦体験等を行ったり、乳幼児とのふれあいの中から子育ての意義や家庭の大切さを理解できるような機会の拡充を図ります。 また、小学校や中学校においていのちの大切さについての学習会を実施し、いのちについて考える機会を持ってもらい、自分が望まれて生まれてきたこと、大切に育てられてきたことを知り、母性・父性意識の高揚をめざします。 |

4 子育てについて相談しやすい体制づくり

①身近な子育て相談体制の充実

専業主婦や共働き家庭、ひとり親家庭等、子育て家庭を取り巻く状況は様々です。すべての子育て家庭を支援していくために、地域における子育て支援サービスを充実させることはもちろん、子育てに関する情報提供や相談体制を充実させ、地域において安心して子育てができる環境づくりを行います。

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 子育て相談 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター）、こども支援課（内子町子育て支援センター） |
| 事業内容 | 保健センターや子育て支援センター等では、子育てに関する相談を電話等で受け付け、育児不安、子どもの成長に合わせた対処の仕方等、子育て中の保護者からの様々な相談に応じます。 |

②子育て家庭同士の交流事業

全国的にも核家族化が進行するなか、子育てに自信が持てず悩みながら子育てをしている保護者や、子育てについての援助や助言を必要とする家庭が増えています。

当事者同士の交流や地域との交流事業を実施し、子育てについての悩みや課題をひとりで抱え込まないで、安心して相談できたり助け合えたりするネットワークづくりを進めます。

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 地域子育て支援拠点事業（内子町子育て支援センター） |
| 担当課 | こども支援課（内子町子育て支援センター） |
| 事業内容 | 従来、内子町子育て支援センターでは子育て相談を行うとともに、様々な情報の集約・発信を行っています。平成26年度からは新たな建物で事業実施を行っており、親子が集いやすい環境が整っています。 今後も親子の交流場所の提供をしつつ、今までの事業内容の充実を図り、地域における子育て支援の拠点になるよう努めます。 |

③家庭や地域の教育力の向上

家庭や地域の教育力の向上を図るため、子どもの発達段階に応じた学習機会や家庭教育の情報を提供するとともに、地域で子育てを支えていくための子育て支援ネットワークや子育てに不安や悩みを抱く保護者等の相談に応える体制を整備する等、家庭教育支援の充実に努めます。

5 親と子の心とからだの健康づくり【母子保健計画】

①安心して妊娠・出産ができる支援の整備

健やかに妊娠期を過ごし、安心して出産を迎えることができるための支援を行います。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 母子健康手帳の交付 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 妊娠届を出した妊婦に対して母子健康手帳の交付を行います。また「母子健康手帳時アンケート」で家族の状況、妊婦の既往歴、協力者の有無等の多くの情報を収集しハイリスク妊婦の早期発見・支援につなげます。 |

| | |
|------|-----------------|
| 事業名 | 2. 妊婦健康診査事業 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|--------------------------------------|
| 事業名 | 3. 妊婦の歯科健診 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 安定期に入った妊婦に対し、出産までに1回の歯科健診の公費助成を行います。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 特定不妊治療費助成 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 特定不妊治療を受けている夫婦に治療費の一部助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。 |

②安心して子育てができる保健事業の充実

子どもの健やかな成長を見守りながら、安心してこころ豊かに子育てができるよう、相談や健康診査や訪問指導等の事業の充実を図ります。

| | |
|------|-----------------|
| 事業名 | 1. 乳児家庭全戸訪問事業 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|-----------------|
| 事業名 | 2. 養育支援訪問事業 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 第5章 子育て環境の整備を参照 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 育児健康相談 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳幼児を対象に、身体計測、発達チェック、育児全般の相談(基本的な生活習慣、発育、育児方法、栄養)に応じ適切なアドバイスを行います。また育児に対する不安や悩みの解消、親同士の交流の場や情報交換の場とします。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 乳幼児健診の充実 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 子どもの疾病の早期発見、発育発達の確認、育児不安の軽減を目的に、7か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。身体計測、発達チェック、医師の診察、食事や生活の相談を行います。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査では、これらの健診に加えて、歯科医師による診察や歯科衛生士のブラッシング指導も行っています。 未受診児については、状況把握を行い、経過観察の必要な乳幼児については必要に応じ、訪問等で個別支援を行います。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 5. 離乳食教室 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳児をもつ保護者を対象に、離乳食づくりや試食をしながら、離乳食相談を実施し食事に関する保護者の悩みや不安の軽減を図ります。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 6. むし歯予防教室 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳幼児期のむし歯の発症予防のため、規則的な生活や間食のとり方、仕上げ磨きの指導を行います。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. フッ化物洗口及び歯科保健指導事業 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 乳歯・幼若永久歯のむし歯予防に効果的であるフッ化物洗口を小・中学校で実施し、むし歯予防を積極的に推進するとともに歯科保健への意識を高めます。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 8. 新生児聴覚検査の（一部）公費負担 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 聴覚障がいは、早期発見・早期療育が大切であり、すべての新生児を対象として新生児聴覚検査を実施することが重要です。 このため、全ての新生児が検査を受けられるよう、町内に住所地を有する妊婦が平成30年10月1日以後に出産した児童を対象とし、検査費用の（一部）公費負担を、実施しています。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 9. 子育てヘルパー派遣事業 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 近隣に支援者がいない病気等の理由で家事や育児に援助が必要な家庭にヘルパー派遣を行います。 |

③子どもが健康に育ち、未然に病気を防ぐことができる保健医療の充実

生まれてきた子どもたちが健康に育ち、病気を未然に防ぐことができるための保健医療サービスの充実を図ります。

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 予防接種 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 予防接種法に基づき、適正かつ安全に予防接種を行います。未接種者に対し各関係機関と連携を図りながら接種勧奨を実施し接種率の向上を図ります。また、予防接種も複雑化していることから保護者の相談に随時対応します。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 子ども医療費助成事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 乳幼児は病気に対する抵抗力が弱いいため様々な病気にかかりやすく、また子どもの医療費は経済的にも負担になります。その経済的負担を軽減するため、中学校卒業の年度末までの児童にかかる医療費の一部を助成し、児童の健全な育成に努めます。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 未熟児養育医療費助成事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 養育医療費を必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の自己負担額及び入院食事療養費の自己負担額を助成します。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 救急医療体制と適正な医療受診の周知 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 緊急時に安心して対応できるように小児在宅当番医について広報ホームページへの掲載を行い、赤ちゃん訪問や乳幼児健診時に「小児救急医療電話相談(#8000)事業」のチラシの配布を行い周知に努めます。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 事故防止対策に関する広報活動 |
| 担当課 | 保健福祉課（保健センター） |
| 事業内容 | 家庭内での誤嚥・誤飲等の事故を防止するため乳幼児健診等で事故防止に関するパンフレットを配布し保護者の事故防止対策に関して意識付けを図ります。 |

④発達が気になっても安心して子育てができる体制の整備

個別支援が必要な子どもや育児不安のある保護者に対して、関係機関と連携・情報共有を図りながら、1人ひとりに応じた支援を行います。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 発達支援事業 |
| 担当課 | こども支援課（発達支援センター） |
| 事業内容 | 発達が気になる子どもたちを対象に、専門家による発達相談や個別発達支援教室、集団発達支援教室を実施しています。家庭・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・医療機関等と連携を図りながら、子どもが自分自身の能力を伸ばしていけるように一人ひとりに応じた発達支援を行います。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 5歳児健康調査 |
| 担当課 | こども支援課（発達支援センター） |
| 事業内容 | 学校に入学する前の5歳児（年長）に対し健康調査を行い、潜在していた支援の必要のある児童を発見し、発達支援事業につなげ各関係機関と連携を図りながら支援を行います。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 相談・療育機関への紹介、連携のシステムづくり |
| 担当課 | こども支援課（発達支援センター） |
| 事業内容 | 保護者と関係機関が情報を共有する「リレーノート」を作成し、活用普及を図ります。また各発達支援事業において各関係機関が定期的に情報交換を行い、一貫した支援や継続的なフォローができるよう努めます。 |

⑤思春期の子どもたちの心と体の健やかな成長の支援

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に影響するとされています。妊娠中絶や性感染症等の性に関することや、喫煙や飲酒、薬物等の思春期の子どもの健康問題等に対して正しい知識を習得させ、心身ともに健康な生活を送ることができるよう支援を行います。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 性に関する正しい知識の普及 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、エイズや性についての講演会や映画会等を実施し、正しい情報（妊娠出産、避妊、性感染症等）を学ぶ機会を設け、性に関する教育と正しい知識の普及に努めます。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 2. 防煙・薬物対策 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | <p>医師会、保健所等の関係機関や学校、家庭、地域の連携により、小・中学校において、たばこについての正しい知識を得る学習会を実施します。たばこが体に及ぼす害について知り、自分だけでなく家族や周囲の人の健康に与える影響等について考える機会を設け、未成年者の喫煙防止に努めます。</p> <p>違法ドラッグ等の薬物問題が取りざたされている中、社会全体においては、携帯電話やインターネットの普及により、大人だけではなく児童にとっても薬物が入手しやすい状況となっています。児童にとっても薬物問題は深刻化しており、学校をはじめ関係機関と連携して有害な薬物についての恐ろしさや、薬物が与える影響等の正しい知識の普及を図ります。</p> |

※ 母子保健計画の指標等については別途作成

6 経済的支援策の推進

①経済的支援策の充実

子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、各種経済的支援を行います。

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 児童手当 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 児童を養育している方に手当を支給することにより、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的としています。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 児童扶養手当 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭や保護者が一定の障害の状態にある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している方に対して支給される手当です。引き続き、県との連携のもと、認定請求及び変更届等の受付をし、県へ進達を行います。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 特別児童扶養手当 |
| 担当課 | 保健福祉課 |
| 事業内容 | 精神または身体に中度以上の障がいがあるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護または養育している保護者に対して支給しています |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 4. 災害遺児福祉手当 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 交通災害、労働災害及び天災等による遺児の保護者に対して手当を支給することにより、遺児の福祉の増進することを目的としています。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 5. 子ども医療費助成事業（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て世帯の経済的負担の軽減を図り、病気の早期発見や資料を支援するため、中学3年生までの入院・通院に係る医療費を助成します。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 6. 未熟児養育医療費助成事業（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 養育医療費を必要と認められた未熟児に対し、入院医療費の自己負担額及び入院食事療養費の自己負担額を助成します。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 7. ひとり親家庭医療費助成事業 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、一定以下の所得状態にあるひとり親家庭の親子等に対して医療費にかかる自己負担額の一部を助成しています。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 8. 重度心身障害者医療費助成事業 |
| 担当課 | 保健福祉課 |
| 事業内容 | 重度心身障がい者の生活安定と福祉の増進を図るため、条例で定める重度心身障がい者に対し、医療費の自己負担額を助成します。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 9. 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図ることを目的として、応急的な一時の生計調整のために必要な資金の貸付を行っています。今後も引き続き事業を実施していきます。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 10. ひとり親家庭に対する福祉資金の貸付相談の推進 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭に対し、経済的自立と児童の福祉の向上を図るために必要な技能習得資金や修学資金などを貸し付けるひとり親家庭への福祉資金貸付制度（県制度）について相談窓口として助言及び愛媛県の母子・父子自立支援員への取り次ぎを行っています。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 11. 要保護・準要保護児童生徒の就学援助 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | 義務教育の円滑な実施を図るために、経済的な理由により小・中学校への就学が困難な児童・生徒に対して、学用品費、給食費、修学旅行費などの経費を給付する就学援助制度を設けています。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 12. 子育て応援券の交付 |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 子育て世帯を支援するため、紙おむつ購入に使用できる「笑顔っ子応援券」及び乳児の子育てに必要な製品購入に使用できる「うちこ子育て応援券」を交付しています。 |

7 第1期内子町子ども・子育て支援事業計画から引き継いで実施する事業等

本町では、これまで少子化対策として、妊娠・出産期から思春期までの子どもを取り巻く施策を総合的に方向づける次世代育成支援行動計画を推進してきました。次世代育成支援行動計画のもととなる次世代育成支援法が延長されたことに伴い、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援計画を推進するとともに、従来から実践してきた、内子町次世代育成支援行動計画の事業についても、引き続き実施していきます。

①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

| | |
|------|---|
| 事業名 | 1. 学校教育 |
| 担当課 | 学校教育課 |
| 事業内容 | <p>これからの社会に対応するため、直面している様々な教育課題の解決に努めているところですが、さらに学校（園）・家庭・地域社会が連携し、バランスよく教育にあたることが求められています。</p> <p>子どもたちには、社会の変化に対応して自分で課題を見つけ、学び、考え、主体的に判断できる力を身につけるとともに、他人を思いやる心と感動する心をもつ豊かな人間性と、たくましく生きるための健康や体力等、「生きる力」を育てていくことが重要です。</p> <p>各学校においては、基礎的な学習内容の確実な定着や自ら学び自ら考える力等の「確かな学力」の育成を図るとともに、子どもたちの能力・適正、興味・関心に応じた特色ある教育課程の編成に努め、一人ひとりの個性の伸長を図っていきます。</p> <p>また、教職員一人ひとりの資質や能力の向上に努めるとともに、地域及び家庭・学校（園）との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりに努めます。</p> |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. 不登校児童・生徒対策 |
| 担当課 | 学校教育課、自治・学習課 |
| 事業内容 | <p>思春期の子どもたちの心の動きは繊細であり、環境の変化によっては、不登校や問題行動をとる可能性もあります。内子町青少年補導センターの補導委員による見回り活動やスクールソーシャルワーカーによる相談・支援活動等各関係機関との連携を強化し、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる指導体制と相談体制がさらに充実するよう努めます。</p> |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 3. 子どもを対象としたスポーツ・文化活動 |
| 担当課 | 自治・学習課 |
| 事業内容 | 地域における様々な子育て文化活動やスポーツ事業を実施し、子どもの心身の健全な発達を促進します。 |

| | |
|------|---|
| 事業名 | 4. 青少年の非行問題対策 |
| 担当課 | 自治・学習課 |
| 事業内容 | 内子町青少年補導センターや学校及び地域が連携して、非行や怠学に関する指導・相談が一層充実するよう、体制の整備に努めていきます。 |

②幼稚園における就学前教育の充実

幼稚園教諭の研修や保育園との交流の機会を増やし、指導力の向上と教育内容の充実をめざします。また、小学校との連携を図り、小学校への円滑な移行に努めます。

③子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年を取り巻く環境は情報化社会の進展に伴い大きく変容しているため、愛媛県青少年保護育成条例の普及啓発とあわせて関係事業者の経営の状況等をきめ細かく把握するよう努めます。

④良質な住宅環境の確保

子育て期における世帯にも利用しやすい公営住宅の整備に配慮がなされるよう関係機関に対し要望等を行います。また、ゆとりのある住まいの向上に向けた良質な民間住宅建設のための相談・誘導に努めます。

⑤良好な居住環境の確保

大規模な公営住宅の整備、建替にあたっては子育て支援センターや保育園等の子育て支援施設の併設がなされるよう検討を加えるとともに、関係機関に対し、要望等を行います。

⑥安全な道路交通環境の整備

子どもや妊産婦等が安全に安心して通行することができるよう歩道の新設や改良等、道路交通環境の整備に努めます。

⑦公共施設等における「子育てバリアフリー」の推進

子ども連れでも安心して利用できる公共施設とするため、スロープやエレベーターの整備、公共施設のトイレ内でのベビーチェアの設置等に努めます。今後、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが安心して容易に利用しやすいユニバーサルデザインの導入を検討します。

また、不特定多数の方が利用する民間の建築物についてもバリアフリー化の相談・誘導を行います。

⑧子どもが被害に遭わないための安心・安全なまちづくりの推進

学校施設は多くの児童生徒が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることから、安全で豊かな環境を確保することが必要不可欠です。従って、地震発生時には、児童生徒の人命を守るとともに、被災後の教育活動の早期再開を可能とするため、施設の損傷を最小限にとどめる等、十分な耐震性能を持たせることが重要となります。

現在、保育園6園・幼稚園3園、小学校7校、中学校4校などの施設があり、平成20年度から平成21年度に耐震診断（二次診断）を実施しています。その結果をもとに、平成22年度から耐震補強工事及び大規模（老朽）改造工事・改築工事を優先度の高い順に行っており、平成30年度末現在における公立学校施設等（幼稚園・保育園含む）の耐震化率は94.3%になっています。

また、公園等は子どもたちが多く利用する場所であるため、遊具の安全性を確保するとともに、照明灯の設置や維持管理を適切に行うことにより、けがや犯罪被害から子どもたちを守るよう努めます。

さらに、近年気候変動による豪雨や大型地震などの災害による被害が全国的に増えており、子どもや妊婦を災害から守るための支援にも力を入れていきます。

具体的には子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災教育の推進や災害時の避難行動等に関する情報発信、防災マニュアルの策定と更新等、防災・減災に向けた体制整備を図ります。

⑨子どもの遊び場・集える場の確保

ニーズ調査からも親子が安心して集まれる屋外や屋内の施設のニーズが多く出ています。公園等の遊具は年々老朽化が進み、危険と判断された遊具は撤去されたまま、新しい遊具の設置等は進んでいません。また、高学年では遊具ではなく広場等の自由に遊べるスペースに対するニーズが高くなる傾向にあります。このことから、各公園の対象年齢を明確にしたうえで、対象年齢のニーズに沿った計画的な公園・遊具整備が求められています。

さらに、雨の日等に安心して遊ぶことができる屋内施設のニーズも多くあります。既存の屋内施設の休日開館や屋内イベントの企画等の検討が必要となっています。

老朽化が進んでいた内子運動公園の公園（なかよし広場）については、運動公園の改修工事に合わせて、令和2年度中に現在の場所から移設・新設いたします。新しい公園の遊具については保護者会の代表者等のご意見を聞いたうえで、より良い施設にしていきます。

⑩子どもの交通安全を確保するための活動の推進

町内保育園、幼稚園、小・中学校などにおいて交通安全教室の開催・広報活動による積極的な啓発活動を実施しています。それ以外にも交通安全期間中の通園・通学の時間帯における街頭指導・道路横断時の保護誘導、シートベルト・ヘルメット・チャイルドシートの着用指導、反射材等の配布、警察交通課等の協力を得てのチャイルドシートの着用啓発活動を行っています。

今後も体験型交通安全教室の開催や広報活動により、チャイルドシートの着用啓発活動や交通ルールのマナーアップを働きかけます。

⑪子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

町内全域の街頭巡回指導として、登下校時の見守りや問題行動の指導を行う常時活動と夜間補導、祭事の補導等内子町青少年補導センターの補導委員、学校、保護者、警察署と連携して行っています。また、ポスターや標語、「毎月の詩」を各駅や量販店等の青少年の多く往来する場所に掲示したり、花プランター設置、啓発新聞「育成だより」の毎月の発行、各校への啓発パンフレット配布を実施したりする等、広報活動に努めています。

さらにインターネットやスマートフォン（携帯電話）の適切な利用について、地域・保護者・児童生徒等に広報啓発を行います。

今後も該当巡回指導や啓発のための広報活動を実施するとともに、定期的な学校（園）内の安全管理の点検、教職員の防犯訓練の実施、教職員の危機管理能力の向上を図るための研修に努めます。

⑫犯罪、いじめ等により被害を受けた子どもの立ち直り支援

内子町青少年補導センターで、面接・電話相談を行い、改善策について助言するとともに、カウンセラーや関連施設の紹介等を行っています。

今後も引き続き相談活動を実施するとともに、犯罪、いじめ、虐待等により被害を受けた子どもの立ち直りを支援するため、学校教育現場や地域等での取組の支援、内子町要保護児童対策地域協議会を活用し、子どもに対するカウンセリングや保護者への助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援の充実に努めます。

⑬児童虐待防止対策の充実

民生委員・警察・教育関係者・行政代表等による内子町要保護児童対策地域協議会を設立し、児童虐待防止に向けた積極的な活動を行うとともに、さらなる機能の充実のため、協力機関の拡充、委員の研修の強化等に取り組んでいます。

また、専門性を持った職員の配置や学校全体で組織的な対応を行い、地域や関係諸機関との連携を強化することで虐待の予防、早期発見、早期対応に努めます。このほか、養育支援の必要な家庭を様々な関係機関を通じて把握に努め、訪問指導を行う等、必要な支援を行います。

⑭ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子及び父子並びに寡婦福祉法や母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法の規定を踏まえ、ひとり親家庭等施策を総合的に進めます。

| | |
|------|--|
| 事業名 | 1. 児童扶養手当（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭や保護者が一定の障害の状態にある家庭で、18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある児童等を監護または養育している方に対して支給される手当です。引き続き、県との連携のもと、認定請求及び変更届等の受付をし、県へ進達を行います。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 2. ひとり親家庭医療費助成事業（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | ひとり親家庭の保健の向上と福祉の増進を図るため、一定以下の所得状態にあるひとり親家庭の親子等に対して医療費にかかる自己負担額の一部を助成しています。 |

| | |
|------|--|
| 事業名 | 3. 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付（再掲） |
| 担当課 | こども支援課 |
| 事業内容 | 母子家庭及び父子家庭の生活の安定を図ることを目的として、応急的な一時の生計調整のために必要な資金の貸付を行っています。今後も引き続き事業を実施していきます。 |

⑮障がい児施策の充実

現在、本町には障がい児の福祉施設はありませんが、障がいの有無にかかわらず社会の一員として尊重され、地域社会の中で「ともに生きる」というノーマライゼーション理念のもと、主体性や自主性を持ち、心豊かに安心して暮らせる社会づくりに取り組みます。

そのため、民間事業者の理解や協力を得ながら、障がい児福祉施設の整備・改善等に取り組むとともに、地域での生活を豊かに送れるよう、安全の確保、段差等の物理的な環境の改善、権利擁護等を行っていきます。

また、福祉サービスの利用や、情報の提供等についてスムーズに行えるよう利用者支援を行います。

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 1. 発達支援事業（再掲） |
| 担当課 | こども支援課（発達支援センター） |
| 事業内容 | 発達が気になる子どもたちを対象に、専門家による発達相談や個別発達支援教室、集団発達支援教室を実施しています。家庭・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・医療機関等と連携を図りながら、子どもが自分自身の能力を伸ばしていけるように一人ひとりに応じた発達支援を行います。 |

| | |
|-------------|--|
| 事業名 | 2. 障害児通所支援事業 |
| 担当課 | 保健福祉課 |
| 事業内容 | 障がいのある児童に対し、年齢や障がい特性に応じて「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等の適正な支給決定・給付による通所支援を行い、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。 |

| | |
|-------------|---|
| 事業名 | 3. 特別児童扶養手当（再掲） |
| 担当課 | 保健福祉課 |
| 事業内容 | 精神または身体に中度以上の障がいがあるために、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の児童を監護または養育している保護者に対して支給しています。 |

⑩子どもの貧困対策の推進

子どもの貧困に関わる関係課が連携して、分野横断的な支援体制を構築します。また、研修会の開催等を通して、地域の支援者や子どもに関する関係機関の「子どもの貧困」への理解を促します。さらに、教育・保育、保健、福祉の関係分野が連携して、子どもの貧困対策にかかる地域資源を整理し、対象者への情報発信に努めます。

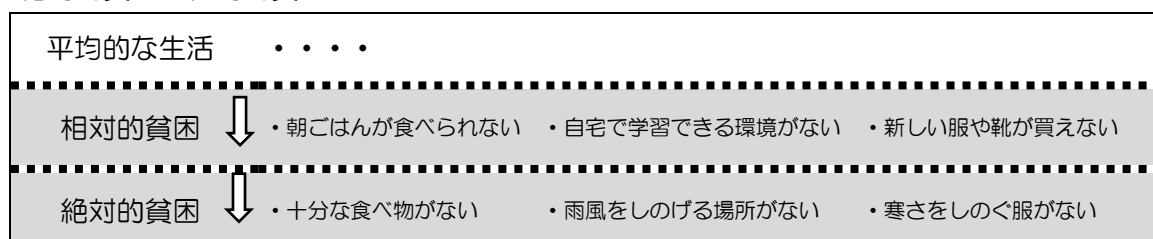
「子どもの貧困」とは

■「貧困」について

一般的に貧困といった場合、最低限度の衣食住も満たせていない「絶対的貧困」の状態を指すことが多く、現在においても生活保護制度等で対策が進められています。

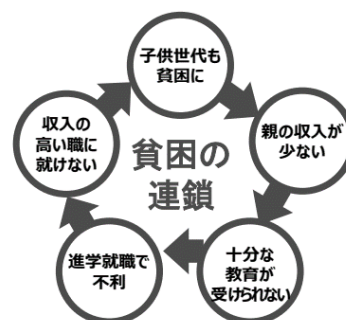
子どもの貧困問題における「貧困」とは「相対的貧困」のことを指しており、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮している状態のことを言います。絶対的貧困とは異なり、衣食住で困窮を極めるといったことはありませんが、経済的な理由で進学を諦めてしまう、様々な経験の機会を失う、生活の余裕のなさから家族関係に問題が生じるなど様々な影響があります。

■絶対的貧困と相対的貧困のイメージ



■貧困の連鎖

保護者の経済的な困難は、子どもにさまざまな影響を及ぼし、世代を超えて連鎖します。親の経済的な貧困によって、学習や体験の機会を失い、学力が低下し、不安定な就業につながり、子どももまた貧困に陥るといったスパイラルに陥る危険性があります。



■子どもの育ちへの影響

貧困の家庭では、世帯の経済的な問題や保護者の疾病・障害、養育力の欠如等によって、子どもの基本的な生活習慣や学習習慣、基礎学力、自己肯定感、意欲、社会性など、社会的に自立していくための能力を身に付ける機会が失われる恐れがあります。

生まれ育った環境によって、子どもたちの将来への夢や希望が閉ざされることの無いよう、社会全体で支援していくことが重要です。

第5章 子育て環境の整備

1 教育・保育提供区域の設定に関する事項

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。教育・保育提供区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

内子町においては、より効率的かつ弾力的に事業実施ができるよう、教育・保育提供区域を1圏域（全町）と設定し、地域のニーズに応じた教育・保育、地域子育て支援事業の整備に努めます。

2 各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策

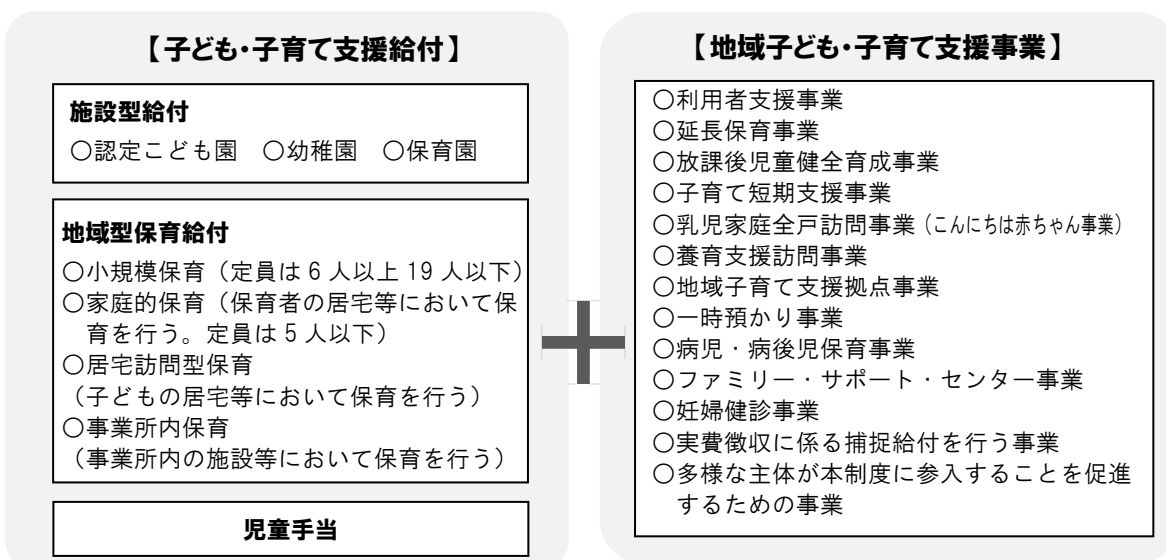
(1) 前提となる事項について

子ども・子育て支援新制度において、保護者が子どものための教育・保育給付を受けるには、その子どもの保育の必要性について、国の定める客観的な基準に基づいた市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分となります。

■認定区分と提供施設

| 認定区分 | | 提供施設 |
|------|-------|--------------------|
| 1号認定 | 3-5歳児 | 幼稚園、認定こども園 |
| 2号認定 | 3-5歳児 | 保育園、認定こども園 |
| 3号認定 | 0-2歳児 | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 |

■子育て支援の「給付」と事業の全体像



(2) 量の見込みの算出について

事業計画に定める量の見込みを算出する項目は内子町全域で設定しています。

■本町における量の見込みの設定

| 区 分 | | |
|---------------|------------------------------------|--------------------------------|
| 教育・保育 | 1号認定(3-5歳、幼稚園、認定こども園利用者) | |
| | 2号認定(3-5歳、保育園、認定こども園利用者) | |
| | 3号認定(0歳、1-2歳の年齢区分ごと、保育園、認定こども園利用者) | |
| 地域子ども・子育て支援事業 | ①利用者支援事業 | ⑧一時預かり事業(幼稚園・認定こども園在園児を対象、その他) |
| | ②延長保育事業(時間外保育事業) | ⑨病児・病後児保育事業 |
| | ③放課後児童健全育成事業 | ⑩子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター) |
| | ④子育て短期支援事業(ショートステイ) | ⑪妊婦健康診査事業 |
| | ⑤乳児家庭全戸訪問事業 | ⑫実費徴収に係る捕捉給付を行う事業 |
| | ⑥養育支援訪問事業 | ⑬多様な主体が参画することを促進するための事業 |
| | ⑦地域子育て支援拠点事業 | |

(3) 教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【1号認定：3-5歳（教育のみ）】

（実利用人数）

| | | | |
|---------|--|------|-------|
| 事業内容 | 幼稚園、認定こども園 | 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町内4か所の幼稚園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。 | | |

単位：(人)

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------------|--------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(必要利用定員総数) | | 96 | 102 | 101 | 109 | 108 | 105 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設 | | 310 | 310 | 310 | 310 | 310 |
| | (確認を受けない幼稚園) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②-① | | | 208 | 209 | 201 | 202 | 205 |

【2号認定：3-5歳（保育の必要性あり・教育希望が強い）】

（実利用人数）

| | | | |
|---------|--|------|-------|
| 事業内容 | 保育園、認定こども園 | 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町内4か所の認可保育園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。 | | |

単位(人)

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------------|----------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(必要利用定員総数) | | 195 | 181 | 178 | 193 | 191 | 186 |
| ②確保方策 | 特定保育施設総数 | | 210 | 210 | 210 | 210 | 210 |
| ②-① | | | 29 | 32 | 17 | 19 | 24 |

【3号認定：0-2歳（保育のみ）】

（実利用人数）

| | | | |
|---------|--|------|-------|
| 事業内容 | 保育園、認定こども園、地域型保育事業 | 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町内4か所の認可保育園及び1か所の認定こども園で実施しています。量の見込が確保方策を下回っており、供給量は足りていると判断できます。 | | |

単位(人)

| 内子町全域 | | | 実績 | 実施時期 | | | | | | | | | |
|-------|-------------|-------|--------|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|-------|-----|
| | | | 平成31年度 | 令和2年度 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | | 令和6年度 | |
| ①量の見込 | 必要利用定員総数 | | 125 | 138 | | 135 | | 121 | | 118 | | 114 | |
| | 0歳児 | 1・2歳児 | 13 | 112 | 16 | 122 | 15 | 120 | 15 | 106 | 15 | 103 | 14 |
| ②確保方策 | 特定教育・保育施設総数 | | | 157 | | 157 | | 157 | | 157 | | 157 | |
| | 0歳児 | 1・2歳児 | | 35 | 127 | 35 | 127 | 35 | 127 | 35 | 127 | 35 | 127 |
| ②-① | ②-①総数 | | | 19 | | 22 | | 36 | | 39 | | 43 | |
| | 0歳児 | 1・2歳児 | | 19 | 5 | 20 | 7 | 20 | 21 | 20 | 24 | 21 | 27 |

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

1) 利用者支援事業

| | |
|---------|--|
| 事業内容 | 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 子育て世帯への助言、相談等については現在、内子町子育て支援センターが中核となって実施しています。 本事業の実施については、既存の子育て支援センターの機能と重複する部分もあることから、事業実施についてはその必要性について慎重に検討します。 平成31年度に内子町五十崎保健センター内に「内子町子育て世代包括支援センター」を設置し、妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援を実施しています。 |

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------|-------------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(か所) | 基本型・特 定型 | | 実施を検討します | | | | |
| | 母子保健型 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 計 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②確保方策(か所) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |

2) 延長保育事業(時間外保育事業)

(実利用人数)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施します。 |
| 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町内1か所の認可保育園で実施しています。 |

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|----------|--|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人) | | 14 | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 |
| ②確保方策(人) | | | 20 | 20 | 20 | 19 | 19 |
| (実施保育園数) | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-①(人) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3) 放課後児童健全育成事業

(実利用人数)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。 |
| 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町内2か所の児童館で実施しています。 低学年の実績については、確保方策と比べると下回っていますが、量の見込については、低学年と高学年を合わせると確保方策を上回っています。そのため、新たに実施箇所の増設を検討する必要があります。さらに、山間部等については検証が必要です。 |

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|----------|-------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人) | 1～3年生 | 57 | 105 | 98 | 90 | 83 | 81 |
| | 4～6年生 | 0 | 24 | 25 | 24 | 24 | 22 |
| ②確保方策(人) | 1～3年生 | | 60 | 60 | 60 | 60 | 60 |
| | 4～6年生 | | | | | | |
| ②-①(人) | | | △69 | △63 | △54 | △47 | △43 |

4) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います。 |
| 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体等の課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。 |

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------|--|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人日) | | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策(人日) | | | 実施を検討します | | | | |

5) 乳児家庭全戸訪問事業

(実訪問人数)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町の保健師が実施しています。 例年ほぼ100%の実施率であり、今後も継続していきます。 |

| 内子町全域 | 実績 | 実施時期 | | | | |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 0歳児推計人口(人) | 87 | 82 | 79 | 77 | 75 | 73 |
| ①量の見込(人) | 98 | 82 | 79 | 77 | 75 | 73 |
| 訪問率(%) | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 |
| ②確保方策(人) | | 82 | 79 | 77 | 75 | 73 |

6) 養育支援訪問事業

(延べ訪問数)

| | |
|---------|--|
| 事業内容 | 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等や、家事・育児支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 町の保健師、町内の訪問介護事業所 町の保健師が養育支援を必要とする家庭の把握をし、必要に応じて、訪問介護事業所のヘルパー派遣を行います。 |

| 内子町全域 | 実績 | | 実施時期 | | | | |
|------------|--------|---|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| 0歳児推計人口(人) | 87 | | 82 | 79 | 77 | 75 | 73 |
| ①量の見込 | 訪問世帯数 | 0 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| | 延べ訪問件数 | 0 | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |
| ②確保方策 | 延べ訪問件数 | | 10 | 10 | 10 | 10 | 10 |

7) 地域子育て支援拠点事業

(延べ利用人数)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。 |
| 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 平成 26 年度より移転新築した内子町子育て支援センターにおいて、地域子育て支援拠点事業を実施しています。 |

| 内子町全域 | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成 30 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人回) | 8,786 | 6,480 | 6,324 | 5,736 | 5,532 | 5,436 |
| ②確保方策(人回) | 8,786 | 6,480 | 6,324 | 5,736 | 5,532 | 5,436 |
| ②-①(人回) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

8) 一時預かり事業

(延べ利用人数)

| | |
|---------|--|
| 事業内容 | 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行います。 |
| 提供体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 幼稚園や認定こども園における在園児を対象とした一時預かり事業(幼稚園型)は、町内 1 か所の認定こども園で実施しており、認定こども園在園時の量の見込みに対する提供体制は十分に確保されています。今後は状況に応じて実施場所を検討し対応していきます。 幼稚園型を除く一時預かり事業は町内 1 か所の認可保育園(大瀬保育園)で実施しています。今後は状況に応じて実施場所を検討し対応していきます。 |

| 内子町全域 | | 実績 | 実施時期 | | | | | |
|-------------------|-------------------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 平成 30 年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | |
| 幼稚園・認定こども園での預かり保育 | ①量の見込(人日) | 1号認定 | / | 44 | 44 | 48 | 47 | 46 |
| | | 2号認定 | | 8,229 | 7,963 | 8,571 | 8,571 | 8,229 |
| | ②確保方策(在園児対象型)(人日) | (実施か所) | | 120 | 120 | 120 | 120 | 120 |
| | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| ②-①(人日) | | | △8,153 | △7,887 | △8,499 | △8,398 | △8,155 | |
| 一時預かり(その他) | ①量の見込(人日) | 1,390 | 5,417 | 5,328 | 5,317 | 5,196 | 5,067 | |
| | 実施保育園数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | |
| | ②確保方策(人日) | 1,390 | 5,417 | 5,328 | 5,317 | 5,196 | 5,067 | |
| | ②-①(人日) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |

9) 病児・病後児保育事業

(延べ利用人数)

| | |
|---------|--|
| 事業内容 | 病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体等課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。 |

| 内子町全域 | 実績 | 実施時期 | | | | |
|----------------------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人日) | / | 150 | 148 | 148 | 144 | 140 |
| ②確保方策(人日) (実施か所数) | | 実施を検討します | | | | |
| ②-①(人日) | | △150 | △148 | △148 | △144 | △140 |

10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 新事業として実施するにあたっては人材面、実施主体等課題があるため、今後は状況に応じて事業の実施を検討します。 |

| 内子町全域 | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-----------|--------|----------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(人日) | / | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ②確保方策(人日) | | 実施を検討します | | | | |
| ②-①(人日) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

11) 妊婦健康診査事業

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 妊娠届をした妊婦に対し、県内の委託医療機関で受診できる妊婦健診 14 回分の受診票を交付し、妊婦健診診査に係る費用の一部を助成することで、出産にかかる経済的負担の軽減と妊娠中の母体・胎児の健康管理に努めるとともに、安心して妊娠・出産できる体制を整えます。 |

| 内子町全域 | 実績 | 実施時期 | | | | |
|-------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 平成30年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
| ①量の見込(健診回数) | 1,254 | 1,168 | 1,126 | 1,097 | 1,069 | 1,040 |
| ②確保方策 | | 1,168 | 1,126 | 1,097 | 1,069 | 1,040 |
| ②-①(人日) | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

| | |
|---------|---|
| 事業内容 | 世帯の所得状況等を勘案して市町村が定める基準に基づき、特定教育・保育等を受けた場合にかかる日用品や文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育に係る行事への参加に要する費用の、全部又は一部を助成する事業です。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という子ども・子育て支援法の基本理念を念頭に、事業の必要性や事業内容について慎重に検討していきます。 |

13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

| | |
|---------|--|
| 事業内容 | 民間事業者の特定教育・保育施設運営への参入促進の調査研究事業、及び多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。 |
| 確保体制 | 内子町全域 |
| 確保方策の内容 | 子育て支援を行う善良な事業者の増加は、子育て支援にとっても有益であると思われます。今後、本事業のあり方や必要性について「子育て支援の視点」や「町づくりの視点」等から慎重に検討していきます。 |

4 教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保

(1) 質の高い幼児期の学校教育・保育について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、幼保一体化に関する職員研修や、幼保一体化事業や各種取組における先進地での視察研修等を通じ、教育・保育の質の向上に努めます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(2) 地域の子育て支援の役割について

地域住民一人ひとりが、子どもの豊かな感性・人間性が、隣近所や地域社会とのつながりによって育まれることをしっかりと認識し、子育ての意義及び子ども・子育て支援事業の重要性について関心を深め、地域における子育て支援に積極的に関わっていただけるよう、各種事業・取組を通じ促します。

(3) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園及び保育園の教員や保育士が交流事業等を通じ、関係者の共通理解を図ることで一貫した教育・保育の指導を推進します。

また、幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。

(4) 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的提供について

国はすべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「新・放課後子ども総合プラン」を推進しています。

内子町においても、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後の子どもの居場所づくりの充実をめざし、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的又は連携した実施について、保護者のニーズや、事業者の意向を踏まえながら検討を進めます。

また、関係する部局が連携を深め、学校や放課後児童クラブ等の関係者と実施に関する検討の場を設けるなど、体制づくりの整備を進めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 情報提供・周知

内子町ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法等を広報や町のホームページを活用して公開し、必要に応じて説明会を実施する等、町民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や町内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、町民への周知・啓発に努めます。

資料編

1 委員名簿

| | 氏名 | 所属 | | 備考 |
|----|--------|--------------|---------------|----|
| 1 | 平井 俗史 | 内子町社会福祉協議会 | 事務局長 | |
| 2 | 宮瀬 弘吉 | 内子小学校 | 内子小学校長 | |
| 3 | 児嶋 雅典 | 松山東雲短期大学 | 保育科 特任教授 | |
| 4 | 泉 昌子 | 主任児童委員 | 主任児童委員 | |
| 5 | 尾花 美穂 | 保護者代表 | 五十崎幼稚園 PTA 会長 | |
| 6 | 幸田 彩乃 | 保護者代表 | 内子保育園保護者会会長 | |
| 7 | 泉 邦彦 | 学校教育課 | 課長 | |
| 8 | 大森 彩 | 小田幼稚園 | 小田幼稚園副園長 | |
| 9 | 森 美紀 | 大瀬保育園 | 園長 | |
| 10 | 高見 恵美 | こばと保育園 | 園長 | |
| 11 | 奥野 貴子 | 内子町子育て支援センター | センター長 | |
| 12 | 佐野 かおり | 内子児童館 | 館長 | |
| 13 | 矢野 真里 | 内子町保健センター | センター長 | |
| 14 | 曾根岡 伸也 | 保健福祉課 | 課長 | |

※任期中に交代した委員（前任の委員）

| | 氏名 | 所属 | | 備考 |
|---|-------|--------|--------|----|
| 1 | 大森 希世 | 主任児童委員 | 主任児童委員 | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |

2 内子町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、内子町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 事業主代表
- (3) 教育関係者
- (4) 保育関係者
- (5) 子どもの保護者代表
- (6) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (7) 行政機関職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、会長が選任される前に招集する会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員、関係者その他会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども支援課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月25日条例第19号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第7号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

第2期内子町子ども・子育て支援事業計画

発行：内子町 保健福祉課

発行年月：令和2年 3月

〒795-0392 愛媛県喜多郡内子町平岡甲 168 番地

TEL：(0893) 44-2111